

第5節 水資源の保全と活用



本県は、急峻な山々に源を発する清流が大小300余りの河川となって流れており、全国に誇れる豊かで清らかな水資源を有しているほか、県民等による保全活動や水文化に関する活動が行われています。

一方、水田等農地面積の減少による地下

水涵養量の減少、人工林の荒廃による森林の水涵養機能の低下等の問題がみられています。

今後とも、魅力ある県土に欠くことのできない水資源の保全と活用を進めていきます。

1 水源の保全と涵養

(1) 現況

① 地下水の保全

県内における地下水位は、近年、全体的にみて大きな変動はなく、概ね横ばいで推移しています。しかしながら、市街地の一部では、消雪設備の一斉稼働により冬期間に地下水位の低下がみられています。

地下水位の観測地点は図5-1、地下水位の推移は図5-2のとおりです。

地下水の塩水化は、主として富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近などにみられ、近年、その範囲

については変動はあるものの、大きな変化はみられません。

一方、地盤沈下については、29年度に地下水条例規制地域及びその周辺地域において地盤変動量調査を実施したところ、富山市の市街地で比較的沈下量の多い地点がみられたものの、国が「地盤沈下が確認された地域」として公表している「年間沈下量10mm」を超える地点がなかったことから、問題が生じるレベルではないと考えられます。

図5-1 地下水位の観測地点

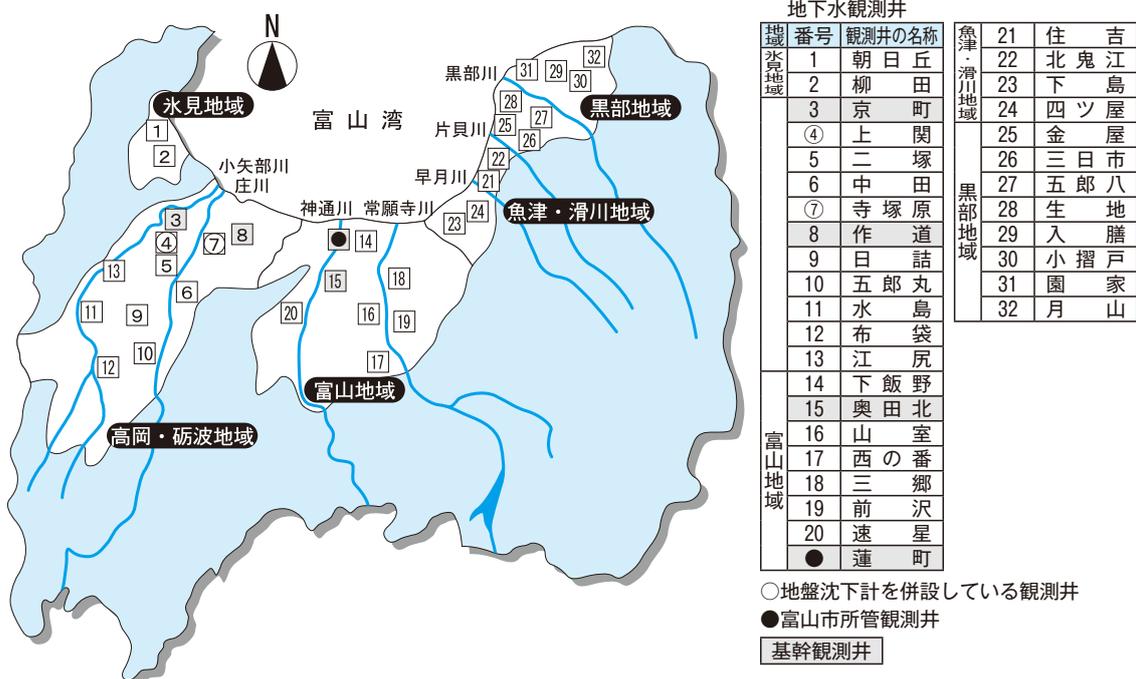
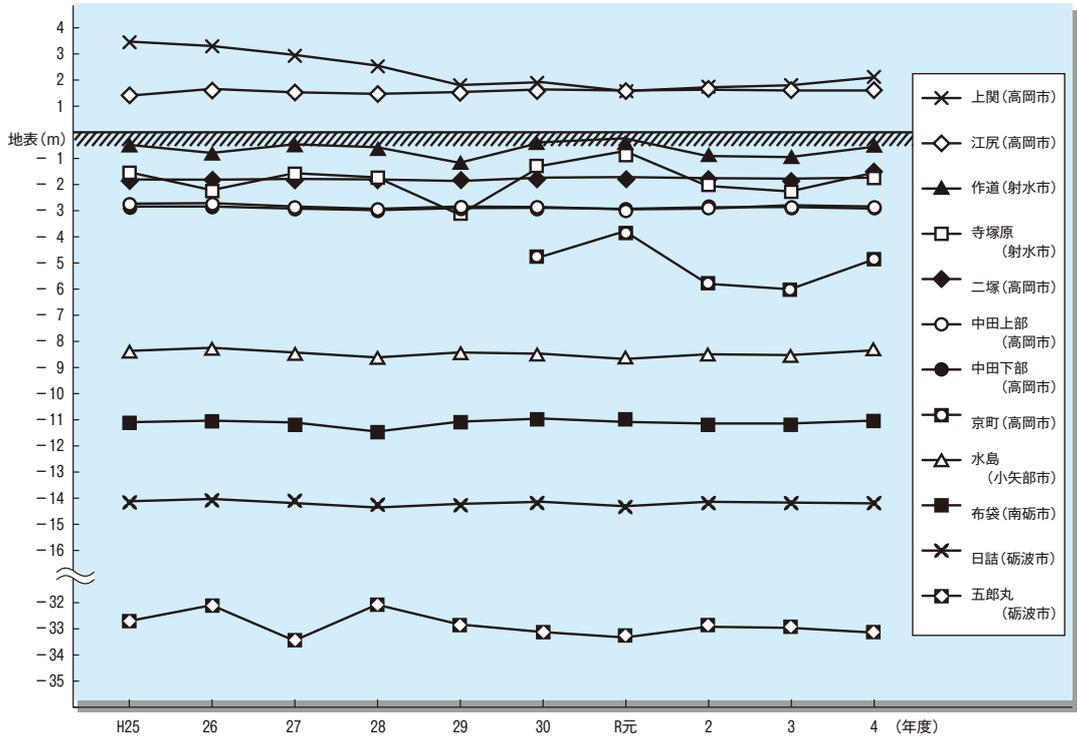


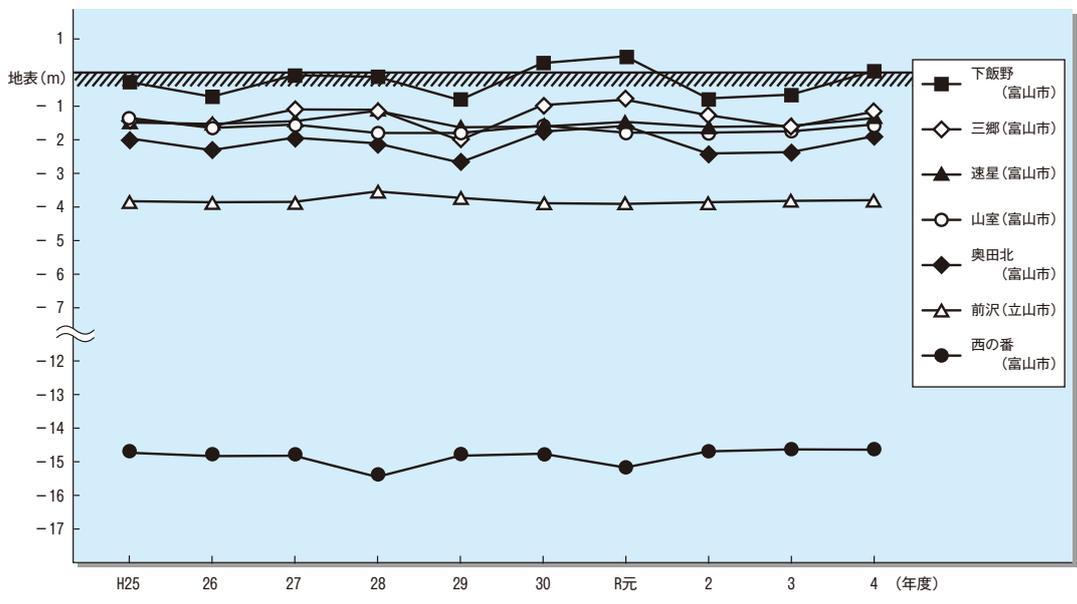
図5-2 地下水位の推移（年平均値）

(1) 高岡・砺波地域



注1 京町観測井の平成30年度の地下水位は、観測を開始した30年7月～31年3月の平均値である。
 注2 以下の観測井の年平均値は、観測機器の不具合による欠測期間を除いた値である。
 水島：令和4年11～12月、五郎丸：平成30年9月

(2) 富山地域



注3 以下の観測井の年平均値は、観測機器の不具合による欠測期間を除いた値である。
 三郷：令和3年1月、速星：平成30年5月

② 健全な森林の整備・保全
 県土の3分の2（285千ha）を占める森林は、多種多様な動植物の生息・生育環境として優れているばかりでな

く、洪水や山崩れ、なだれ等の災害から県民の生命や財産を守り、また、そこから流れ出す豊かで清らかな水は、飲料水や農業・工業用水として利用さ

れるとともに、豊かな水資源を育んでいます。

また、図5-3及び図5-4のとおり、本県の森林の約69%（197千ha）が土砂流出防止や水源涵養等のための保安林に指定されており、保安林率は全国第1位となっています。

なお、県内の民有林の約62%は、自然豊かな天然林となっていますが、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきたいわゆる「里山」は、昭和30年代以降の生活様式の変化等により、人手が入らなくなったことで、かつての若く明るい林から徐々にその姿を変えつつあり、また、一部では放置された竹林の拡大もみられます。

さらに、民有林の約28%にあたる51千haのスギを中心とした人工林では、その多くは、保育等の手入れが必要な林齢から材の利用が可能な林齢となってきましたが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化や不在森林所有者の増加等により、手入れが行き届かない森林や利用されない森林が発生しています。

このため、水土保持機能、二酸化炭素吸収源としての働き、生物多様性の保全など森林の持つ公益的機能の低下や、風雪害など気象害の発生が懸念されています。

(2) 講じた施策

① 地下水の保全

ア 条例に基づく規制

地下水については、「地下水の採取に関する条例」（昭和51年制定。以下「地下水条例」という。）に基づき、地盤沈下や塩水化等の地下水障害を防止するため、地域を指定して地下水の採取を規制しています。

地下水条例の概要は、次のとおりです。

㍑ 指定地域

地下水採取に伴う障害が生じ、又は生ずるおそれのある地域を規制地域に、また水文地質上、規制地域と関連する周辺の地域を観察地域として表5-1及び図5-5のとおり指定しています。

㍑イ 規制対象揚水設備

動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が21cm²を超えるもの（ただし、温泉や可燃性ガスの採掘に伴う揚水設備及び河川区域内の揚水設備は除く。）を規制対象としています。

㍑ロ 取水基準

規制地域内の工業用や建築物用の対象揚水設備についての取水基

図5-3 保安林の割合

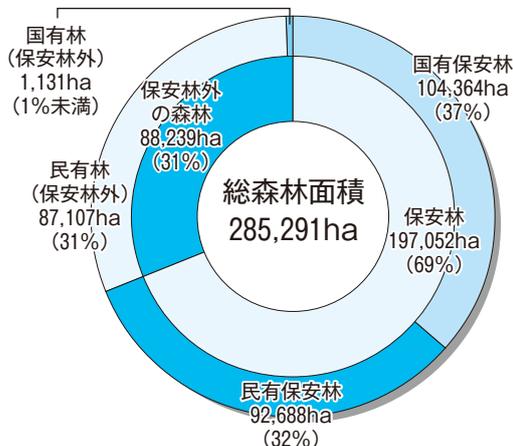
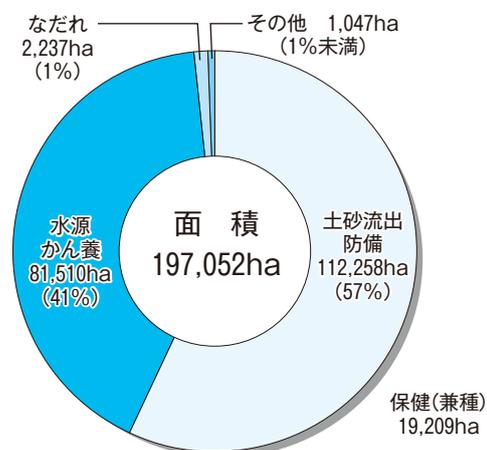


図5-4 保安林の種類別面積



準は、52年3月1日から表5 - 2のとおり適用されています。

(エ) 揚水設備の届出状況

条例に基づく届出状況は、事業場数が3,264、揚水設備数が4,212となっています。

用途別では、道路等消雪用が最も多く1,546事業場1,866設備であり、次いで建築物用が1,180事業場1,413設備、工業用が421事業場

778設備となっており、近年、道路等消雪用の設備が増加しています。

地下水条例指定地域の揚水設備数の推移は、図5 - 6のとおりです。

(オ) 地下水採取状況

条例に基づき報告された4年度の規制地域、観察地域における年間地下水採取量は、94.2百万m³/

表5-1 地下水条例指定地域

区 分	富 山 地 域	高 岡 地 域
規 制 地 域	富山市の一部	高岡市及び射水市の一部
観 察 地 域	富山市、上市町及び立山町の一部、舟橋村の全部	高岡市、砺波市及び射水市の一部

図5-5 条例に基づく取水基準適用区域

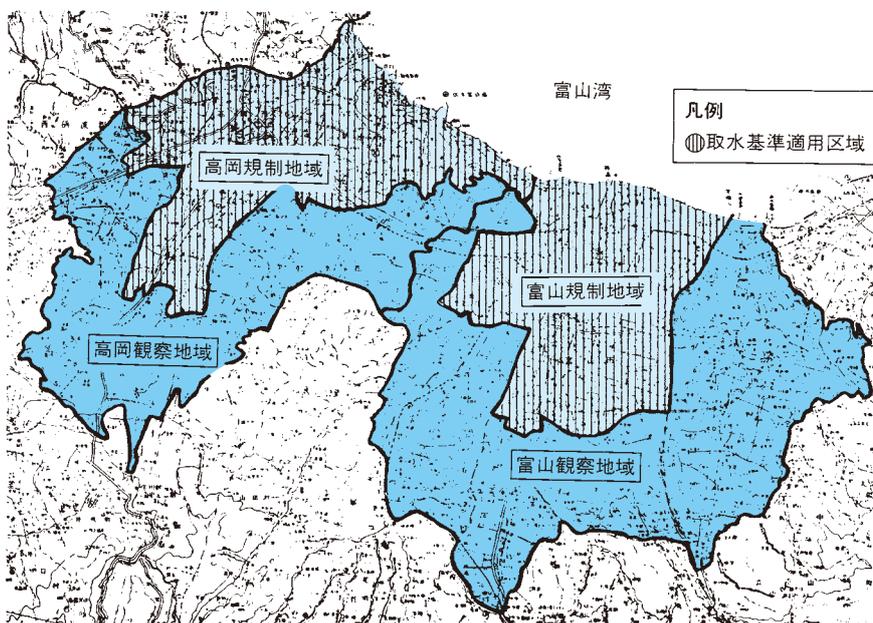


表5-2 取水基準

区 分	項 目	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	採取する地下水の量 (m ³ /日)
既設	昭和52年3月1日までに設置された揚水設備	200 以下	1,000 以下
新設	昭和52年3月2日以降に設置された揚水設備	150 以下	800 以下

図5-6 地下水条例指定地域の揚水設備数の推移

(設備数)

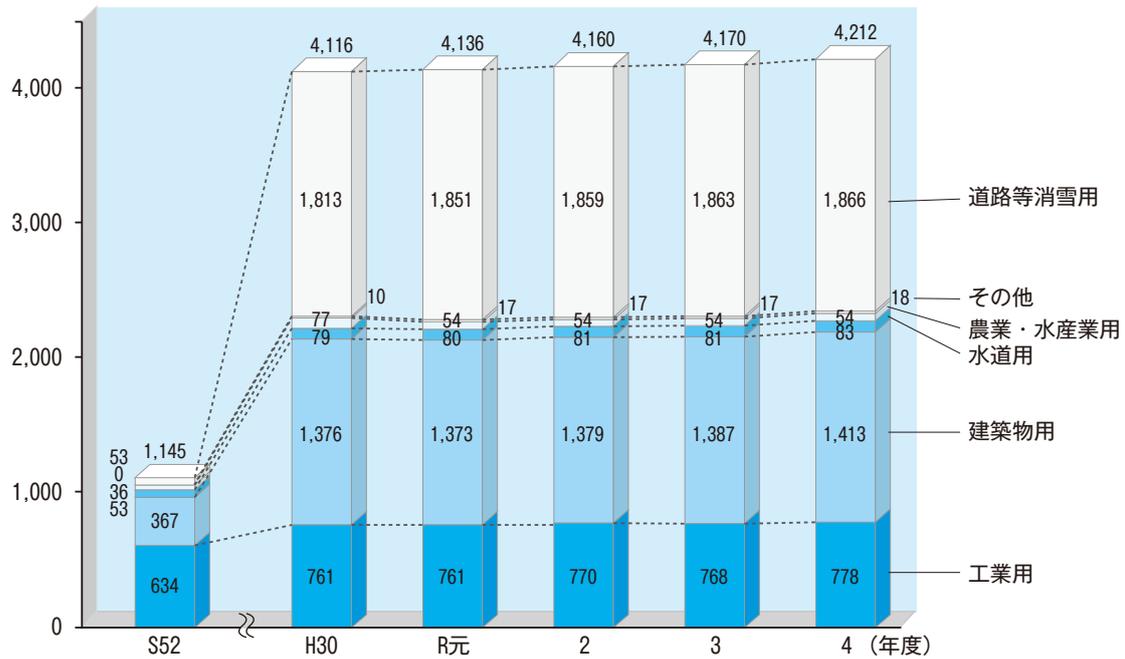
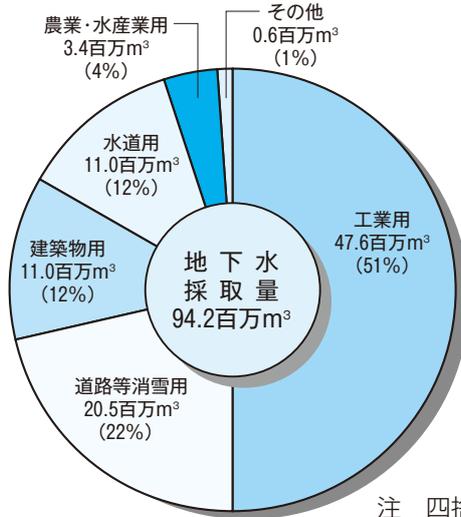


図5-7 地下水条例指定地域の採取量（4年度）



注 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

年となっています。

用途別では、図5-7のとおり、工業用が47.6百万m³/年と最も多く、全体の51%を占めており、次いで道路等消雪用の20.5百万m³/年、建築物用及び水道用の11.0百万m³/年となっています。

イ 地下水指針の推進

地下水指針（平成4年5月策定）は、環境基本条例に定める地下水に

関する個別計画であり、県民共有の財産である地下水の保全、適正利用及び涵養を推進するための基本となる方向を示すとともに、利用に当たったの配慮や保全等に取り組む際の指針となるものです。

県では、地下水条例や地下水指針に基づき、揚水設備の立入検査や地下水位の監視・指導等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化などの保全施策を推進しました。

地下水指針の概要は、表5-3のとおりです。

ウ 観測体制の整備

県内平野部全域において地下水位、海岸部において塩水化の調査を行い、地下水の状況を監視しています。

本県における地下水位の観測体制は、昭和34年度に高岡市二塚及び富山市山室に観測井を設置して以来、逐次増設され、4年度末において、氷見地域2井、高岡・砺波地域11井、富山地域7井、魚津・滑川地域4井、黒部地域8井の合計32観測井となっています。

エ 監視指導

地下水条例に基づき19か所の工場・事業場や消雪設備を対象に立入検査を実施し、取水基準の遵守状況や揚水設備の維持管理状況等について調査を行うとともに、地下水の節水や合理化を指導しました。このうち13か所に対し、届出事項の不備等の改善を指導しました。

また、特に消雪設備の設置者に対しては、「消雪設備維持管理マニュアル」に基づき、交互散水方式等の節水型消雪設備の採用や降雪感知器の適正な維持管理等を指導しました。

表5-3 地下水指針の概要

指 針 の 目 標	「豊かで清らかな地下水の保全と次世代につなぐ健全な水循環の確保」を目指し、「地下水の採取に伴う地下水障害を防ぐ（地下水の保全）」とともに、「地下水涵養により健全な水循環を確保する（地下水の創水）」
指 標	①地下水の適正利用の観点から、県内平野部の17地下水区ごとに設定した適正揚水量を、実際の地下水揚水量が上回らないこと。（適正揚水量は図5-8） ②取水障害の発生抑制の観点から、急激な地下水位低下がみられ取水障害のおそれのある地域において注意喚起水位を設定し、水位低下時に節水の呼びかけを行い水位の速やかな回復に努めること。（注意喚起水位は表5-4） ③水循環系の健全性を確保する観点から、保安林の指定面積を現状よりも増加させること。
期 間	特に期間は定めないが、概ね5年を目途に、地下水を取り巻く状況の変化、県民の意識などを踏まえ、見直しを検討
対 象 地 域	地下水の賦存する平野部の地域 （ただし、地下水の涵養に関する取組みは県下全域）
地下水の保全と創水に向けた取組み	①地下水条例による規制 ②開発事業における配慮 ③地下水の節水・利用の合理化 ④冬期間の地下水位低下対策の推進 ⑤地下水障害等の監視体制の整備 ⑥水循環系の健全性の確保 ⑦地下水の涵養の普及・拡大 ⑧調査・研究の推進 ⑨地下水利用者における自主的対策の推進 ⑩地下水の保全と創水に係る意識の高揚及び取組みの拡大 ⑪新たな分野における地下水利用の拡大
指針の推進体制	関係団体及び行政で構成する「地下水保全・適正利用推進会議」を適宜開催して意見・情報交換を行い、指針に掲げる取組みの推進に反映

図5-8 地下水区における適正揚水量（年間）

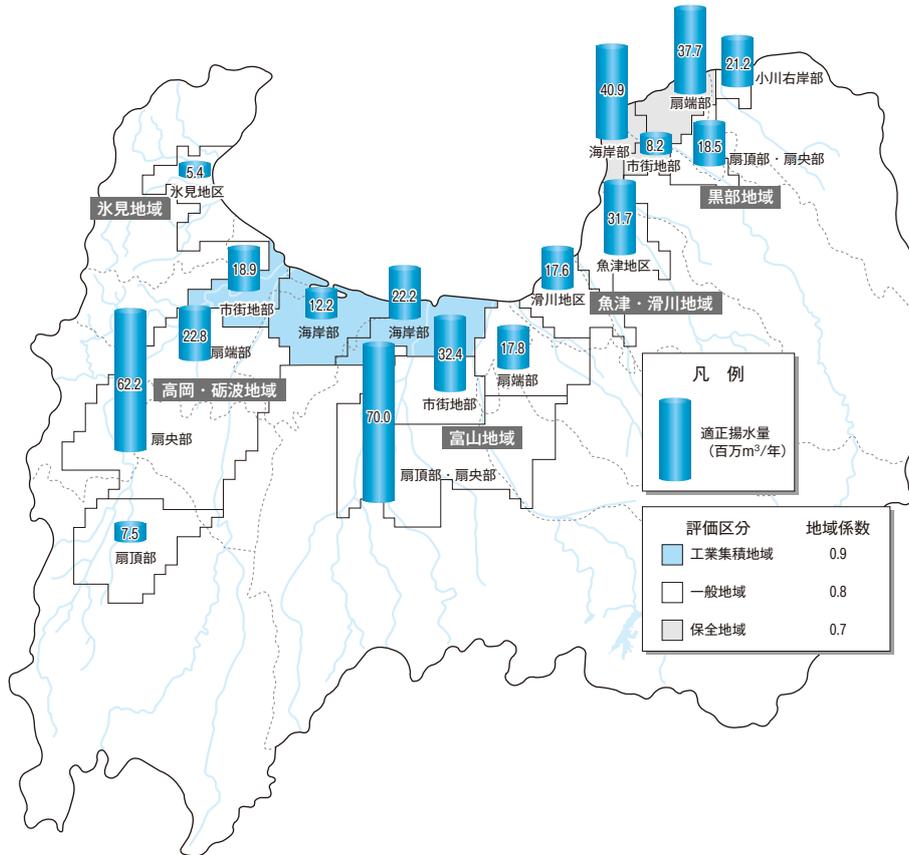


表5-4 観測井と注意喚起水位

地域名	観測井	注意喚起水位* ¹	
		注意地下水位* ²	警戒地下水位* ³
富山市	奥田北観測井	-12.9m	-17.5m
	蓮町観測井	-16.6m	-22.3m
高岡市	京町観測井	-21.1m	-23.9m

注1 注意喚起水位（地表面を基準とする水位）を下回り、気象条件から今後も継続すると認められる場合に注意報等を発令

2 取水障害発生確率が1%となると見込まれる水位

3 取水障害発生確率が2%となると見込まれる水位

オ 冬期間における地下水位低下対策

冬期間の地下水位低下を常時監視するため、テレメータシステムを導入した基幹観測井4井の情報をインターネットにより県民・事業者等にリアルタイムで提供し、地下水位が大きく低下した時には、地下水利用者に対して注意を喚起し、節水協力の呼びかけを行うなどの対策を推進しています。

4年度は、その他の観測井3井に新たにテレメータシステムを導入するとともに、冬期間の地下水位低下対策を検討するため、消雪設備などの地下水利用実態調査を実施しました。

カ 地下水涵養の推進

市町村や関係団体との連携による水田等を活用した地下水涵養など、

地域が主体となった取組みを推進しました。

キ 地下水保全活動の推進

講習会を開催するなど「地下水の守り人」による地域に根ざした地下水保全活動を促進しました。

ク 水源地域の保全

水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出による土地取引の把握とともに、必要に応じて指導・助言を実施しました。

② 健全な森林の整備・保全

19年4月に導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、「森づくりプラン」に沿って、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどを推進しており、4年度に取り組んだ内容は次のとおりです。

ア 水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進

地域や生活に密着した里山林の整備（187ha）を県民協働で実施しま

した。また、奥山の過密人工林や竹が侵入した人工林等での公益的機能確保するため、スギと広葉樹の混交林に誘導する整備（30ha）を実施しました。

また、花粉症の予防対策の一つとして、優良無花粉スギ「立山森の輝き」の植栽を実施（27ha、57,170本）するとともに、苗木の生産体制の整備（採穂林の造成等）を行いました。

イ とやまの森づくりを支える人づくりなどの推進

「とやまの森づくりサポートセンター」を通じた森林ボランティア活動の支援、森づくりに関する情報提供、「森の寺子屋」による森林環境教育、県産材の利用促進等を一層推進するとともに、県民自らが実践する森づくり事業を引き続き支援しました。

「とやまの森づくりサポートセンター」の登録は、一般登録が141団体5,792人、企業登録が58企業となっています（5年3月末現在）。また、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数は10,498人となっており、活動の輪が広がっています。

地下水位観測情報のリアルタイム提供について

県では、地下水の状況を把握するため、県内32か所に地下水位観測井を設置し、地下水位を観測しています。このうち3か所（氷見市（朝日丘）、黒部市（三日市）、砺波市（五郎丸））を令和4年度に新たにテレメータ化し、合計7か所で、リアルタイムで地下水位観測情報を収集し、ウェブページで広く提供しています。

本県は、豊かで清浄な地下水に恵まれ、生活や工業などに大きな恩恵を受けていますが、降雪時には、消雪設備の一斉稼働により市街地等で一時的に地下水位が大きく低下し、地下水を利用しにくい状況になります。

このため、地下水利用が多い富山市、高岡市では、冬期間の地下水位低下時に注意報等を発令して、地下水利用者に節水への協力を呼びかけていますが、他の地域でも同様に、降雪時には地下水位の低下が見られます。

地下水は限りある資源であり、地下水位が低下した時には節水に取り組み、回復を待つ必要があります。

地下水を利用する皆さまには、日頃から節水に努めていただくとともに、冬期間などには、リアルタイムで提供している地下水位観測情報をご活用いただき、地下水位が低下し始めた時には、早めに節水に取り組むなどのご協力をお願いします。

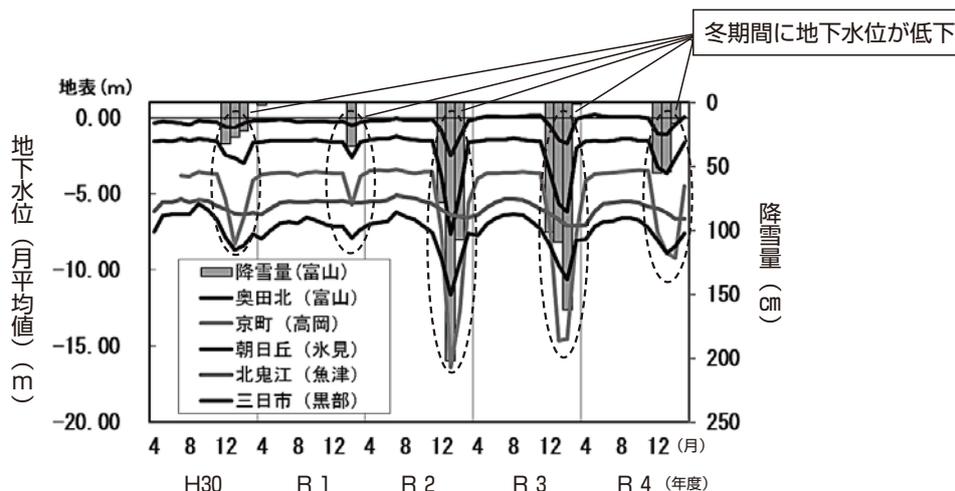


図 主な観測井における地下水位（月平均値）の推移



地下水位常時監視データ

近頃、降雪時に地下水も利用した消雪設備の一斉稼働に伴い、市街地等で一時的に低下しますが、大規模な地下水の低下は発生しません。

このことから、県では、連携・連携者・消雪設備稼働情報に対し、地下水に關する情報提供を行うとともに、観測井の設置の要否も認め、7か所の地下水位観測井（注1）について、地下水のリアルタイム観測情報（テレメータシステム）を導入し、地下水のリアルタイム観測情報（注2）を提供する予定です。

注1) 高岡市（京町）、射水（作道）、富山（奥田北、蓮町）、氷見（朝日丘）及び砺波市（五郎丸）の観測井です。

注2) 公開しているリアルタイム観測情報は、後述のとおりです。（観測井のメンテナンス等や異常な地下水の低下による観測が停止することがあります。）

詳しくは、関連リンクをご覧ください。

関連リンク

- 1) 高岡市（京町）、射水（作道）、富山（奥田北、蓮町）、氷見（朝日丘）の地下水位観測データ（注1）
- 2) 砺波市（五郎丸）の地下水位観測データ（注2）

①富山（奥田北、蓮町（富山市管理））、高岡（京町）、射水（作道）の地下水位



観測井名	観測井番号	観測井深さ (m)	観測井径 (mm)
奥田北	001	10	φ100
蓮町	002	10	φ100
京町	003	10	φ100
射水	004	10	φ100

②氷見（朝日丘）、黒部（三日市）、砺波（五郎丸）の地下水位

富山県地下水位観測データ（観測井井を除くその他の観測井）

注1) 公開しているリアルタイム観測情報は、後述のとおりです。（観測井のメンテナンス等や異常な地下水の低下による観測が停止することがあります。）



図 地下水位観測情報のリアルタイム情報提供

(<https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00004608.html>)

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

(1) 現況

明治の末期から豊かな水資源や急流河川を活かした水力発電の開発が盛んに行われ、水力発電は県内における発電電力量の約6割を占めています。

また、包蔵水力が全国第3位と高いポテンシャルを有しており、農業用水等を活用した小水力発電所が県内に54か所設置されています。

(2) 講じた施策

多面的利用の促進

農業用水を利用し土地改良区が実施する小水力発電所（2か所）の整備を支援しました。

また、老朽化した県営水力発電所（4か所）について、固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースに着手しました。

図5-9 富山県内の発電電力量構成比（4年度）

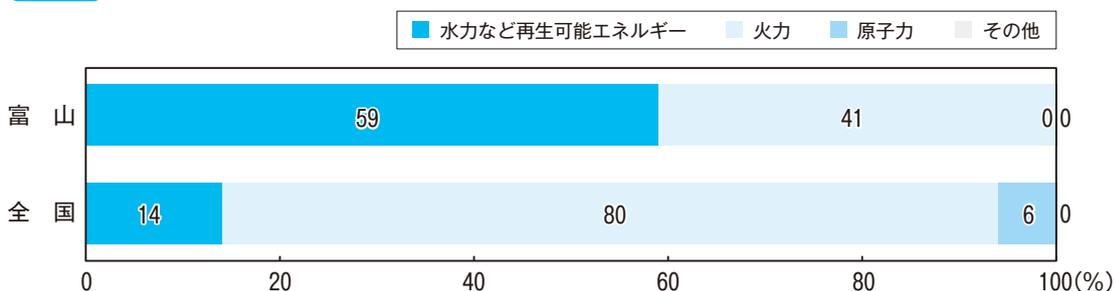
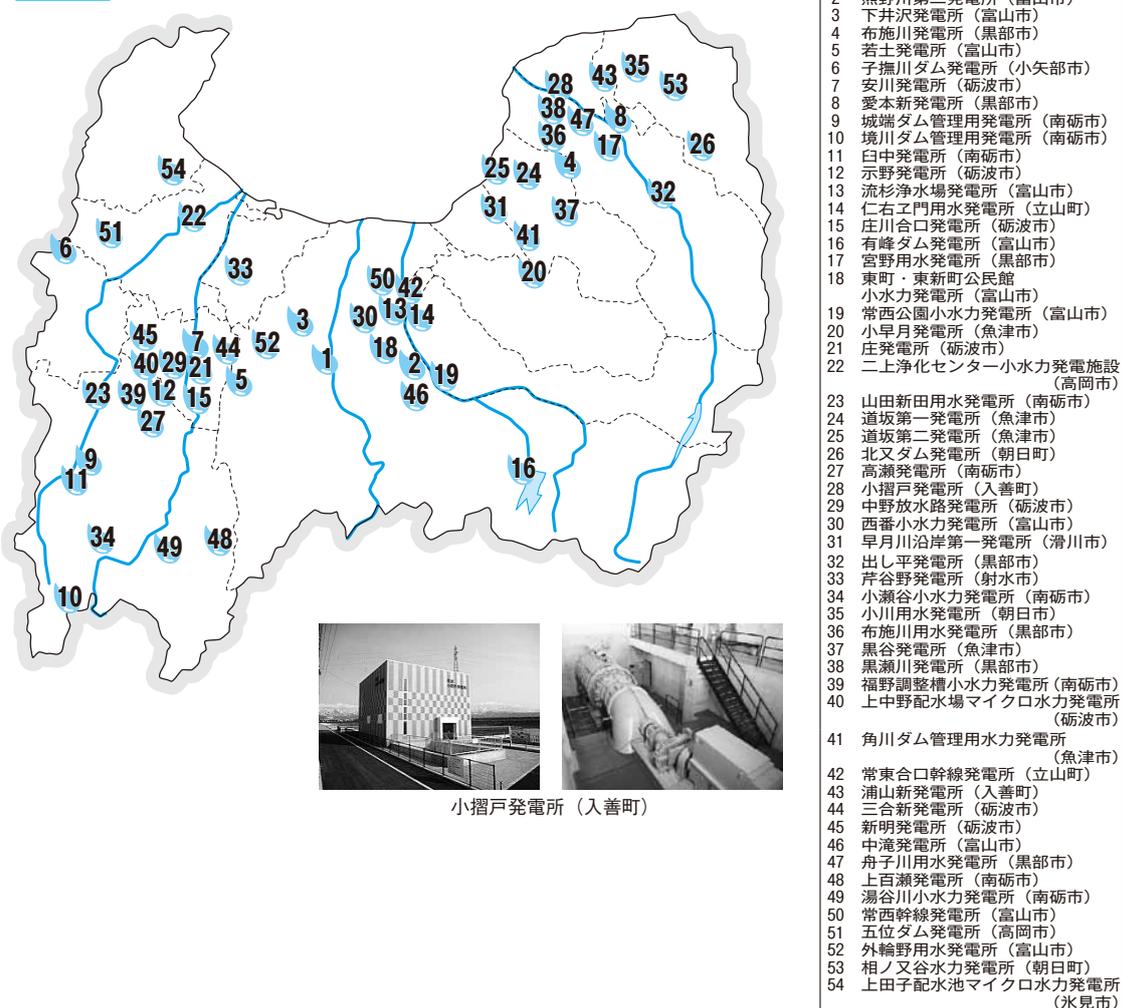


図5-10 県内の小水力発電所（5年3月）



3 水環境の保全

(1) 現況

本県では、立山連峰等を源とする大小300余りの河川により、全国に誇る水辺環境が形成されています。これらの水辺環境は、豊かな情緒をはぐくむ場として、また、スポーツや憩いの場として活用されているほか、従来から漁業や観光など多様な産業活動の場としても活用されています。

なかでも、いわゆる名水として古くから引き継がれてきた湧水や河川等を「とやまの名水」として選定しており、県民の日常生活の中で身近な場所として親しまれています。このうち、黒部川扇状地湧水群、穴の谷の霊水、立山玉殿の湧水及び瓜裂清水の4か所が、環境省の「名水百選」に選ばれています。

また、いたち川の水辺と清水、弓の清水、行田の沢清水及び不動滝の霊水の4か所が、環境省の「平成の名水百選」に選ばれ、「名水百選」とあわせると選定数は8か所と全国で最多となっています。

県内では、これらの名水をはじめとした優れた水環境の保全活動が行われているほか、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係者が一体となって、富山県の海岸における良好な景観及び環境の保全に努めています。

(2) 講じた施策

ア 水辺の整備の推進

個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りながら、水質環境計画に示す快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保、港湾環境の維持・向上を推進しました。

イ 水環境の整備における環境配慮の推進

河川、海岸等の水環境の整備に当たっては、生物の生息・生育環境や自然環境への配慮、自然と調和したふれあいの場の創出を推進しました。

また、海辺については、自然海岸に近い景観を維持、回復するため、構造物や工法等に工夫した海岸整備を推進しました。

ウ 水辺等における清掃美化活動の推進

河川、海岸等の水辺やその周辺における、県民総ぐるみの清掃美化活動を推進しました。

エ 海岸漂着物対策推進地域計画の推進

多様な主体の役割分担と連携により、海岸漂着物の円滑な回収・処理や発生抑制を推進しました。

オ 地域に根ざした水環境づくり及び水環境をテーマとした環境学習の推進

水環境の保全に対する若者の理解の増進や水環境保全活動への自主的な参加につなげるため、森・川・海の環境観察会、名水巡りツアー等を開催しました。

また、ウェブサイト「とやま名水ナビ」や公式X（旧ツイッター）「とやまの水環境」を活用し、地域住民や活動団体による水環境保全活動、本県の水環境の魅力についての情報発信を実施しました。

さらに、河川については、自然石等を使った護岸整備に取り組み、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮した多自然川づくりを推進しました。

このほか、都市部の貴重な水辺空間である富岩運河環水公園等において、ソーラー発電を活用した電気船「kansui」、「fugan」、「sora」と電気ボート「もみじ」により、二酸化炭素を排出しない富岩水上ライン（富岩運河のクルーズ）を県と富山市が共同で運航し、環境学習を推進しました。

4 水を活かした文化・産業の発展

(1) 現況

本県は豊かな水と安価な電力に支えられ、一般・電気機械をはじめ、アルミ等の金属製品、医薬品等の化学などバラエティに富んだ日本海側屈指の産業集積が形成されています。

また、魅力ある水辺空間の賑わい創出や活性化を進めるまちづくり活動に対して支援しています。

さらに、とやま21世紀水ビジョンの施策展開に「水を活かした文化・産業の発展」を位置づけ、水に関する施策等を総合的かつ横断的に推進しています。

(2) 講じた施策

ア とやま21世紀水ビジョンの推進

「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」の実現を目指し、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を総合的かつ横断的に推進しました。

イ 水環境の保全と利用の調和

光を活用した水辺空間の賑わい創出を推進しました。

また、川を守り育てる河川愛護活動を推進するとともに、名水の保全と活用や、水を利用した産業・観光の振興等に関する情報を発信しました。

ウ とやまの名水の保全と活用

本県が誇る県民共有の財産として「とやまの名水」を保全していくため、市町村等と連携し、保全活動団体に関する調査や、維持管理状況等の定期的な調査を実施しました。

また、「とやまの名水」飲用に起因する健康被害の発生を防止するため、市町村が実施する水質検査に対する助言や、衛生管理に関する調査研究を実施しました。

さらに、安心して利用できる衛生管理の徹底のため、管理者、市町村等による情報交換や衛生管理の技術向上を

図る「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催しました。

このほか、「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動に対して支援するほか、「とやまの名水」や浄化センターを見学する「名水巡りツアー」を開催しました。



富岩水上ライン「kansui」

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表5-5のとおりです。

表5-5 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
森林整備延べ面積(累計) 1990(H2)年度以降実施した間伐の延べ面積累計	35,807ha 2017年度 (H29)	41,036ha 2022年度 (R4)	51,407ha
地下水揚水量の適正確保率 地下水条例対象地域(8地下水区)における適正な揚水量の確保状況	100% 2017年度 (H29)	100% 2022年度 (R4)	100%
地下水位データのリアルタイム提供を行う観測地点数 全33観測地点のうちテレメータが導入されている地点数	4地点 2017年度 (H29)	7地点 2022年度 (R4)	33地点
小水力発電所の整備箇所 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電所の整備箇所数	43か所 2017年度 (H29)	54か所 2022年度 (R4)	60か所 (R8)
水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 水とのふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数	233団体 2017年度 (H29)	259団体 2022年度 (R4)	240団体 (R8)

〈分野横断的な施策の推進〉

第6節 各分野に共通する施策の推進



各分野の施策を総合的に推進するために、環境の活動を実践する人づくり、仕組みづくり、地域づくりの取組みや、先進的な技術開発や調査研究、環日本海地域の国際環境協力の取組みが重要です。

また、環境影響評価等の実施による環境

への配慮や、環境に関する情報提供の充実が求められています。

今後とも、分野を横断した総合的な環境の保全と創造に関する施策を推進していきます。

1 環境影響評価や開発行為における環境配慮

(1) 現況

県では、大規模な開発行為による環境への負荷の低減を図ることを目的として、11年6月に環境影響評価条例を制定しました。この条例では、一定規模以上の道路整備やダム建設等を実施する場合、事業者が事前に事業計画を開示し、環境への影響を把握するための調査や影響の予測、評価の方法について、県民や関係市町村長等の意見を求めるとともに、環境影響評価その他の手続きを経て、環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずることが定められています。

この条例の対象事業は、表6-1のとおりです。

また、この条例の対象とならない事業についても、公害防止条例や土地対策要綱の手続きを通じて環境への影響を事前に審査しており、大規模な開発行為による環境への影響の低減を図っています。

公害防止条例では、工場等の新增設に当たって、事前に事業者と公害防止対策等について協議を行い、計画段階から公害の未然防止を指導しています。また、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を指導しています。

土地対策要綱では、一定規模以上の土地の開発に当たって、事前に事業者に出すことを求めており、自然環境や生活環境の保全等を図ることとしています。

(2) 講じた施策

環境影響評価条例等に基づき、事業者にとって適切な環境影響評価の実施を指導するとともに、(仮称)あさひ風力発電事業に係る環境影響評価方法書について審査を行いました。

環境影響評価条例に基づく環境影響評価その他の手続きの流れは、図6-1のとおりです。

また、公害防止条例や土地対策要綱の手続きを通じて、環境影響評価条例の対象事業にならない開発事業についても、環境への影響を事前に審査し、大規模な開発による環境への影響の未然防止に努めました。

表6-1 環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		対象事業の規模	自然環境特別配慮地域の特例	
			A地域	B地域
1 道路	一般道路など ※	4車線以上・長さ7.5km以上	2車線以上・長さ2km以上	4車線以上・長さ5km以上
	林道 ※	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ2km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上
2 河川	ダム ※	貯水面積75ha以上	貯水面積1ha以上	貯水面積50ha以上
	堰 ※	湛水面積75ha以上	湛水面積1ha以上	湛水面積50ha以上
	放水路、湖沼開発※	土地改変面積75ha以上	土地改変面積1ha以上	土地改変面積50ha以上
3 鉄道・軌道	普通鉄道・軌道 ※	長さ7.5km以上	すべて (5km未満の仮設を除く。)	長さ5km以上
	特殊鉄道・索道など	—		—
4 飛行場	※	滑走路長1,875m以上	すべて	
5 電気工作物	水力発電所 ※	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	
	火力発電所 ※	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	
	地熱発電所 ※	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上	
	送電線路	—	電圧17万V以上・長さ1km以上	—
6 廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場※	面積25ha以上	—	
	廃棄物焼却施設	処理能力150 t /日以上	—	
	し尿処理施設	処理能力150kL/日以上	—	
7 下水道終末処理場		計画処理人口10万人以上	計画処理人口1万人以上	
8 畜産施設		牛500頭以上 豚5,000頭以上	—	
9 工場・事業場（製造業等）		合計燃料使用量12.5kL/時以上	合計燃料使用量8kL/時以上	
		排出水量1万m ³ /日以上	排出水量5,000m ³ /日以上	
		地下水合計採水量8,000m ³ /日以上	地下水合計採水量4,000m ³ /日以上	
		敷地面積75ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積20ha以上
10 公有水面の埋立て、干拓 ※		面積40ha以上	—	
11 土地区画整理事業 ※		面積75ha以上	—	
12 新住宅市街地開発事業 ※				
13 新都市基盤整備事業 ※				
14 流通業務団地造成事業 ※				
15 工業団地造成事業				
16 住宅団地造成事業		面積50ha以上	—	
17 ゴルフ場・スキー場造成事業				
18 岩石等採取		面積50ha以上	—	
19 その他	複合開発事業 (11から18までの事業)	([事業の実施規模]/[対象事業の要件下限値])の総和が1以上	—	
	土地の形状変更など	—	面積1ha以上	面積20ha以上

注1 対象となる事業の詳細は、環境影響評価条例施行規則を参照

2 「自然環境特別配慮地域」とは、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域などの区域を指します。

また、自然環境特別配慮地域のうち、「A地域」とは特別地域などに指定された区域、「B地域」とは普通地域などに指定された区域を指します。

3 ※の事業は、規模によっては環境影響評価法の対象となります。

2 技術開発と調査研究の推進

(1) 現況

環境のモニタリングは、環境保全目標の達成状況や大気質、水質など様々な環境質の現況の解析や将来予測のために、また、環境影響評価の基礎資料等として不可欠です。

また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決、循環型社会づくり、生物多様性の確保等の分野において、知見の集積を進める必要があるほか、地域の環境保全に密着した取組みの推進が求められています。

さらに、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー構造への転換を図るため、グリーンイノベーションの取組みを一層加速する必要があります。

このため、県では、環境科学センターにおいて、大気汚染、水質汚濁、地下水障害等の状況について定期的な監視を行うとともに、脱炭素社会、循環型社会、環境保全等に関する調査研究を行っているほか、他の試験研究機関等でも、自然環境や工業、農林水産業等の分野において、環境に関する技術開発・調査研究を行っています。また、グリーンイノベーションの加速化に向けて、事業者支援などに取り組んでいます。

(2) 講じた施策

①環境保全に関する調査研究

近年の環境問題の広がりに対応するため、今後とも環境のモニタリングを実施していくとともに、廃棄物の循環的利用や地球環境問題、地域の環境保全等に関する調査研究を充実していく必要があります。

また、県の研究機関相互の連携や、国や大学等の機関との連携を図るなど、体制を充実していくことも不可欠です。

4年度に実施した調査研究等の概要は次のとおりです。

ア 環境科学センター

地球温暖化、廃棄物、大気、水環境に関する次の調査研究を行いました。

- ・ 立山融雪モニタリング調査や長期再解析データを用いた気候変動に関する研究
- ・ 富山県における温暖化に伴う水質変動に関する研究
- ・ 海藻による二酸化炭素吸収量等の定量に関する研究
- ・ マイクロプラスチックの県内河川等での流出・漂流実態に関する調査
- ・ 光化学オキシダント測定結果の総合的解析による高濃度要因の検討
- ・ 消雪設備の設置に伴う地下水位低下リスクの評価
- ・ LC-MS/MSを用いた化学物質の一斉分析法の開発

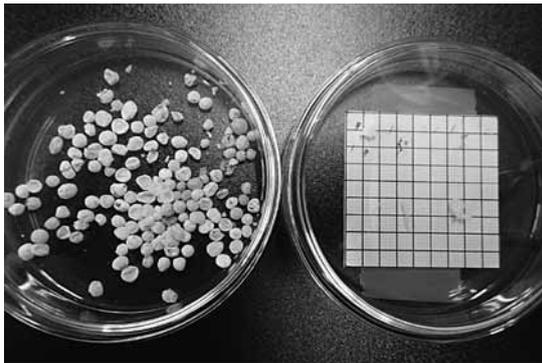
イ 衛生研究所

神通川流域住民健康調査、食品中の残留農薬及びその他の有害物質に関する調査研究、ウイルス流行を把握するための環境水中のウイルス調査を行いました。

ウ 産業技術研究開発センター

リサイクル技術、再生可能エネルギー、環境にやさしいものづくり等に関する次の研究、開発を行いました。

- ・ 生分解性樹脂とバイオマス系添加剤の複合方法および分解性を制御した生分解性複合材料の開発
- ・ 高せん断非外部加熱による乾燥CNF/PP複合材料の耐久性・リサイクル性に関する研究
- ・ セルロースナノファイバーを配合した新規生分解性複合材料の開発



県内河川等で採取されたマイクロプラスチック



LC-MS/MSによる化学物質の一斉分析

- ・ 活性炭の複合による生分解性樹脂の分解性への影響
- ・ ハトムギ糠油の抽出方法及び、その有効成分を活用した製品の開発
- ・ 農産資源由来リグニンを用いた機能性材料の開発
- ・ 施設園芸に用いるスマート農業用無線給電システムの開発
- ・ カーボンニュートラルに向けた切削加工における環境性能評価
- ・ 低コストで環境負荷の低い微細加工工程に関する研究とその応用に向けた検討
- ・ 高品位リサイクルアルミ合金の活用と厚肉アルミ構造部材の高効率加工技術の開発

エ 農林水産総合技術センター 農業研究所

環境と調和した持続的な水田農業を支えるため、次の研究開発を行いました。

- ・ 気候変動に強い水稻品種の育成と栽培技術の開発
- ・ 化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理技術の構築
- ・ 農耕地土壌の炭素貯留機能に関する調査
- ・ プラスチックの環境負荷を低減する肥料施用技術の開発

オ 農林水産総合技術センター 森林研究所

木質バイオマス発電所の用途に適した短期間で収穫可能な早生樹について次の検証を行いました。

- ・ ヤナギ類等の実用可能性の検証

カ 農林水産総合技術センター 木材研究所

持続的生産が可能な木質バイオマスの有効利用に関する次の研究開発を行いました。

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた高剛性木質建築部材の開発
- ・ スギ樹皮を用いた建設資材の開発
- ・ 木粉塗料の利用技術の開発

キ 農林水産総合技術センター 水産研究所

富山湾における赤潮の発生状況を調査するとともに、漁場環境の把握等に関する次の調査を行いました。

- ・ 漁場環境の現状に関する調査
- ・ 富山湾の底質及び底生生物に関する調査

② グリーンイノベーションの加速化

成長産業分野で大学等のシーズを応用展開し、環境・エネルギー分野における産学官連携による新製品・新技術の共同開発研究を支援しました。

また、環境・エネルギー分野における県内企業・大学の共同研究を促進し、

国等の支援制度の活用を目指す先導的な研究開発プロジェクトを支援しました。

さらに、グリーン成長戦略分野をはじめとした成長産業分野に関する研究会活動の実施に加えて、新たにグリーン成長戦略分野における産学官連携による新製品・新技術の共同研究開発を支援しました。

コラム

気候変動による富山県の水循環への影響を研究しています

富山県は、年間2,000mmを超える多量の降水量が豊富な河川水と地下水を生み出し、豊富な栄養塩（植物プランクトンの増殖に必要な窒素、リンなど）を富山湾に供給し、富山湾の豊かな生態系を支えています。しかし、気候変動による気温の上昇に伴い、降雪が降雨へと変化し、降雪量は過去40年間で5割も減少しています。少雪・多雨化により河川水や浅層地下水が増えてより短時間で流れ下ることで、富山湾への栄養塩供給量が減り、その生態系に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

このため、富山大学、県環境科学センター、(公財)環日本海環境協力センターなどが共同で、①富山湾における水循環のメカニズムの解明、②気候変動の影響の解析、③適切な対策（適応策）の検討に向けた研究を行っています。

この研究プロジェクトの詳細についてお知りになりたい場合は、次のURL又は二次元コードを参照してください。

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/pdf/interim_presentation/2-2101.pdf

(独立行政法人環境再生保全機構のウェブサイト)

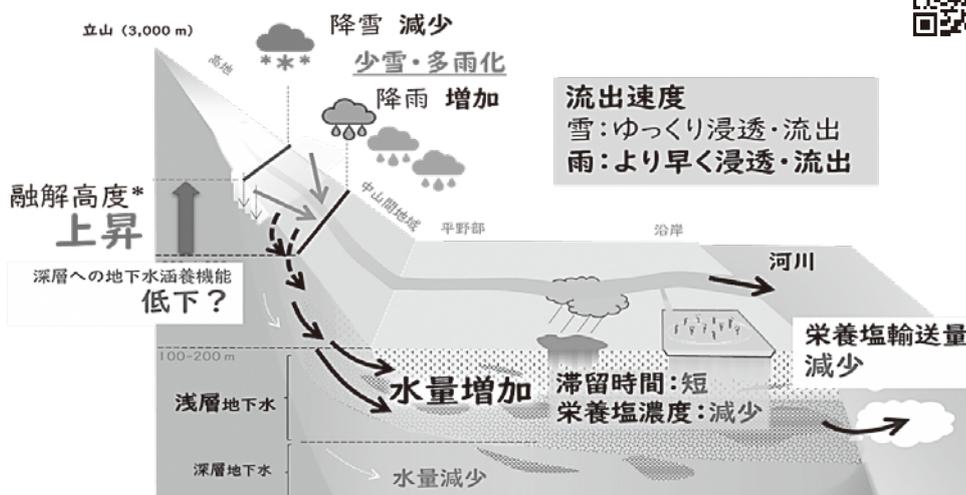


図 気候変動による水循環変化のメカニズム

環境研究総合推進費【2-2101】気候変動による富山県の水・栄養塩循環への影響評価と適応策検討

3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）

(1) 現況

環境問題についての認識を深め、環境保全活動を実践するために重要な役割を担う環境教育については、29年3月に策定した環境教育等行動計画に基づき、各種の取組みを推進しています。

また、環境科学センター内に整備した「環境楽習室 エコ・ラボとやま」において、環境に関する展示や体験・実験、映像紹介を通じて、幅広い世代を対象とした環境学習を推進するなど環境教育の充実に努めています。

(2) 講じた施策

ア 環境教育等行動計画の推進

環境教育等行動計画に基づき、県が取り組んでいる環境教育についての情報を紹介するウェブサイト「環境教育情報ギャラリー」を活用し、環境教育情報を発信するなど、県民や事業者等の取組みを推進しました。

イ 環境教育のための人づくり

- ・ 県民の環境意識の高揚や環境保全に関する知識の普及を図るため、(公財)とやま環境財団と連携して、希望する学校、地域団体、企業等に講師を派遣する「出前講座」を実施しました。(11件)
- ・ 環境に関する話題について住民等と意見交換を行う「出前県庁しごと談義」を実施したほか、学校等が主催する地球温暖化や水環境の保全等

の環境に関する講座に講師を派遣しました。

- ・ 地域における脱炭素化を進めるため、地域リーダー育成講座を開催しました。
- ・ 総合教育センターでは、児童の身近な科学や環境に対する興味・関心を高めるため、小学校での「サイエンスカー」訪問活動を行い、「小さな生き物の観察」のテーマで学習を行いました。

ウ 環境教育の場や機会の提供

- ・ (公財)とやま環境財団及び「環境とやま県民会議」等と連携して、10月に3R推進に係る表彰式を開催するとともに、10月～1月にかけて「とやま環境フェア2022」をウェブサイトとリアル会場の両方で開催したほか、県内9市においてエコライフ・イベントを実施しました。
- ・ 環境科学センターの「環境楽習室 エコ・ラボとやま」において、展示の充実やコンテンツ追加、新たに導入したPHEV（プラグインハイブリット車）の展示などを行いました。
また、夏休み中の児童を対象に、科学実験を通じて環境問題を学習する「夏休み子ども科学研究室（サイエンス・ラボ）」を開催しました。
- ・ 幼稚園児や保育園児とその保護者を対象に、紙芝居やクイズ等を通して楽しくエコライフの大切さを学ぶ



環境楽習室 エコ・ラボとやま



はじめてのエコライフ教室

「はじめてのエコライフ教室」を開催しました。(15か所)

- ・ 子どもたちによる自主的な取組みを推進するため、こどもエコクラブの活動を支援しました。
- ・ 楽しく環境について学べる小中学生向けの環境学習教材「とやまの環境デジタルブック」を作成しました。

コラム

「出張エコ・ラボ」による環境教育の取組み

令和2年10月に環境科学センター内に整備した「環境^{がくしゅうしつ}学習室エコ・ラボとやま」は、幅広い環境問題について「見て・ふれて・学ぶ」ことができる環境教育拠点として、子どもから大人まで多くの方に利用していただいています。

令和5年度からは、県内各地の様々なイベントや商業施設に出張し、「デジタル四次元地球儀（ダジック・アース）」の展示や実験・工作ブースによる体験を通して、地球温暖化の緩和と適応の取組みへの理解を一層促進する「出張エコ・ラボ」の取組みを始めました。

より多くの県民の皆さんに体験していただけるよう、環境関連以外のイベントにも積極的に出張しています。

今後も引き続き、県内各地のイベントへ出張いたしますので、ぜひお越しください！



ダジック・アース体験



工作風景

コラム

「とやまの環境デジタルブック」を作成しました！

子どもたちが環境問題について身近に感じ、関心を持ち、行動につなげていくことを目的として、小学3～6年生向け、中学生向けの環境学習用電子ブックを制作しました。

富山県の環境を題材として取り入れているため馴染みやすい内容となっており、地球温暖化や海洋ごみ問題、SDGsなどの世界的な環境に関する問題について幅広く学習することができます。

また、詳しく見たい写真やグラフ等を拡大して表示できるほか、各テーマに関連したウェブページや動画を閲覧できますので、ぜひご覧ください。

とやまの環境デジタルブック



とやまの環境デジタルブックのサイトはこちら⇒



4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）

(1) 現況

環境にやさしい生活（エコライフ）を推進するため、「環境とやま県民会議」が設立され、レジ袋の削減など県民総参加での取組みが進んでいます。

また、県民、事業者、行政が一体となって、地域に根ざした環境保全活動を推進するための拠点として設立された（公財）とやま環境財団では、環境意識の高揚や環境保全に関する知識の普及、環境保全活動の支援等を目的として、表6-2のとおり、各種事業を行っています。

さらに、事業者においては、経営管理の一環として、ISO14001や「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムを導入するなど環境保全への自主的な取組みが進んでいます。

(2) 講じた施策

ア 地域と連携した環境保全活動の促進

- ・ エコライフを促進するため、19年6月に「環境とやま県民会議」を設立し、県民、事業者、報道機関、行政等113団体の参加のもと、各活動主体の連携協力により、レジ袋の削減など県民総参加でのエコライフ・環境保全活動を推進しました。
- ・ ジュニアナチュラリストが関心を持って活動を続けられるよう、自然観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提供し、活動を支援しました。
- ・ 野鳥愛護の普及啓発のため、バードウォッチングや野鳥を中心とした自然教室を開催しました。
- ・ 立山黒部アルペンルート沿線に侵

表6-2 (公財)とやま環境財団の主要事業の概要

協働推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民運動等の推進（環境とやま県民会議総会・県土美化推進県民会議総会等の開催、「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の展開等） ・ 環境ネットワークの形成の推進（企業等環境保全活動支援事業・市町村との環境パートナーシップ事業・サルベージ・サポーターマッチング事業・フードドライブ推進事業・豊かな地下水保全事業） ・ 環境保全活動に関する相談
環境教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ とやま環境未来チャレンジ ・ はじめてのエコライフ教室 ・ こどもエコクラブの支援 ・ エコドライブの推進 ・ ナチュラリストによる自然解説
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発イベント等の実施（とやま環境フェア） ・ 環境保全・地球温暖化防止活動についての情報発信（ホームページ・メールマガジン・ウェブサイト「エコノワとやま」・機関紙「きょうせい」の発行による情報発信等）
地球温暖化防止活動推進センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止活動アドバイザーの設置 ・ 地球温暖化防止活動推進員への活動支援 ・ 国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」「デコ活」の普及促進
エコアクション21地域事務局事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコアクション21制度の普及啓発 ・ エコアクション21の認証・登録 ・ エコアクション21普及プログラムの推進

入ってきている外来植物の除去作業を親子等で体験するボランティア活動を実施しました。

- ・ 森づくりに関する理解を深めるため、フォレストリーダーによる「森の寺子屋」を開催しました。
- ・ 子どもたちの農業・農村体験学習を実施し、都市農山漁村交流を図り、自然環境に対する理解を深めました。
また、身近な農業用水での生き物調べを通じて、子どもたちの農業・農村への理解と環境保全への関心を深めました。
- ・ 汚染のない清澄な大気への県民の関心を高めるため、星空観察会を開催しました。
- ・ 小学生を対象とした森・川・海的环境観察会(6回)や名水巡りツアー(2回)、親子等を対象とした海岸清掃体験バスツアー(4回)を開催しました。

イ (公財) とやま環境財団を拠点とした活動の推進

環境保全活動への参加を一層推進するため、(公財) とやま環境財団を中心に県民等の活動の支援やネットワークづくりが進められており、県でも同財団の活動の充実に向けて支援に努めています。

また、地域に根ざした環境保全活動に県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、(公財) とやま環境財団が事務局である「環境とやま県民会議」の運営のほか、環境情報の収集や提供、環境教育の推進、新聞やラジオ等による普及啓発等の各種事業に対して支援を行いました。

さらに、県民、事業者等に対して環境保全活動の普及を図るため、(公財) とやま環境財団内に設置した環境保全相談室において、ボランティア団体等の活動支援並びに環境保全に関する情報提供及び相談業務を実施しました。

ウ 事業者の自主的な環境保全活動の促進

事業者においても、環境の保全と創造に向けた自主的な取組みが実施されており、県では、中小企業による公害防止施設や廃棄物の資源化・再生利用施設の整備、低公害車の購入など様々な取組みに対し低利融資を実施するなど、その支援に努めています。

- ・ 富山県SDGs宣言を行う企業・団体等を募集し、県内のSDGsの取組みを推進するほか、SDGsに取組む企業・団体間の連携を促進しました。
- ・ 事業活動に伴う環境への負荷の低減を促進するため、環境マネジメントシステムの普及に努めました。
- ・ 幅広い事業者の環境保全の取組みを促進するため、(公財) とやま環境財団とともに、環境マネジメントシステム(エコアクション21)の認証・登録制度の普及に努めました。
- ・ 中小企業者が環境・エネルギー分野の技術開発を行う際に、(公財) 富山県新世紀産業機構において、専門家による相談指導や情報提供を行いました。
- ・ 畜産環境保全に係る施設機械の導入に対するリース事業等の活用について指導するとともに、堆肥を活用した土づくりに努めました。

エ 県民一人ひとりのエコライフスタイルへの転換の促進

- ・ 「とやまエコ・ストア制度」の普及・拡大を図るとともに、スーパー等におけるプラスチック製食品トレイの削減・転換を推進するため、事業者向けに導入促進セミナー、消費者向けに店頭啓発活動を実施しました。
- ・ ライトアップ施設やオフィス、家庭等での省エネ活動を呼びかける「一斉省エネデー」を実施しました。
- ・ 自動車関係団体等で構成する「エコドライブとやま推進協議会」と連携して、環境や交通安全イベント等

でのエコドライブ実践の呼びかけやエコドライブ宣言者の募集など、県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開しました。

- ・ 県民・事業者・行政が連携協力して、「個人の荷物も職場で受け取ろう！キャンペーン」の実施や普及啓発など再配達を減らす取組みを推進しました。
- ・ 人や社会、環境に配慮する「エシカル消費」を県民に浸透させるため、事業者と連携して啓発イベントを実施するとともに、富山県消費者大会において、エシカル消費に関するシンポジウムを開催しました。

5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）

(1) 現況

国の第五次環境基本計画において、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である「地域循環共生圏」を提唱し、その創造に向けて取り組みが進められています。

また、環境保全が経済を発展させ、経済の活性化によって環境の保全も促進されることが重要であり、廃棄物を活用した発電、レアメタル回収などの取り組みも重要です。

県内では、市町村ごとに、地域資源の活用や地域課題の解決に向けた自立・分散型の社会づくりの取り組みが進められています。

(2) 講じた施策

ア カーボンニュートラルの推進

ワンチームとやま連携推進本部の連携推進項目の一つである「ゼロカーボンシティ富山の実現」について、県・市町村担当課長で構成するワーキンググループを設置し、連携した取組みを推進しました。

イ 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化や地域全体の省エネルギー構造への転換等を推進しました。

ウ 地域資源の活用の推進

循環資源の地産地消や次世代を担う環境産業の支援・育成等を通じて、地域活性化にも寄与する地域資源の活用を推進しました。

6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進

(1) 現況

分野ごとの施策を地球規模の観点から進めるには、環日本海地域を含めた周辺地域と連携した取組みが重要であり、県内ではNPECを中心に環境保全に関する交流推進事業や調査研究事業等が行われています。

一方、環日本海地域での経済活動の拡大等によって、海洋汚染や越境大気汚染、漂着ごみといった広域的な環境問題への懸念が高まっており、本県の環境保全を進めるためには、越境汚染の未然防止の観点からも周辺地域での取組みの強化が必要となっています。

① 海洋環境

国連環境計画（UNEP）が提唱し、日本海及び黄海の環境保全を目的とした北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）が策定されており、NPECは11年4月に、この地域活動センターの一つである「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）」に指定されています。

また、16年11月には、NOWPAPの活動の連絡調整等を担う地域調整部（RCU）富山事務所が、本県に設置されています。

県とNPECでは、「環日本海海洋環境ウォッチシステム」によって人工衛星から受信した海洋環境データを解析し、国内外へ発信しているほか、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖及び衛星を活用したリモートセンシングに関する取組み並びに海洋生物多様性の保全に向けた取組みを推進するなどNOWPAPの活動を支援しています。

② 越境大気汚染

酸性雨については、原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物などが、発生源となる地域から数百キロも離れた地域に運ばれる特徴があり、ローカルな

大気汚染に加え、国境を越えた広域的な酸性雨の被害も大きな問題となってきました。

また、黄砂については、我が国では主に3月から5月にかけて西日本や日本海側で観測されることが多く、従来は自然現象であると理解されてきましたが、近年、急速に広がりつつある過放牧等による土壌劣化に起因する可能性が指摘されています。

県では、酸性雨及び黄砂の実態を把握し、環境への影響について未然防止を図るためのモニタリングを実施しています。

③ 国際環境協力

県は、日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル及びロシアの地方自治体が参加しているNEARにおいて、環境分科委員会のコーディネート自治体を務めており、NPECと連携して会議の運営や共同事業の調整を行っています。また、「2016とやま宣言」の趣旨を踏まえ、環境分科委員会の参加地方自治体等と共同で青少年の環境活動リーダーの育成に努めるなど環境保全事業を実施するとともに、環境分野における協力事業の情報交換を行っています。

また、友好県省を結んでいる中国遼寧省との間で、環境分野の課題解決に向けた取組み、調査研究などについて情報交換を行っています。

さらに、環日本海地域の持続的な発展に向けた環境との共生を目指し、日本海及び環日本海地域の過去・現在・未来にわたる人間と自然とのかかわり、自然環境、交流、文化など相互に関連する研究分野を総合学として学際的に調査研究する「日本海学」を提唱・推進しています。

(2) 講じた施策

① 海洋環境

ア NPECを拠点とした取組みの推進

環日本海地域の地方自治体、市民等と連携して海辺の漂着物調査や発生抑制に関する学習会、漂着物アート製作体験をとおした普及啓発を実施しました。

また、環境保全活動に積極的に参加協力する「環日本海・環境サポーター」の募集や活動支援、リモートセンシングによる富山湾のアマモ場の分布域調査等を実施しました。

さらに、環日本海地域の地方自治体と連携し、海洋生態系が地球温暖化防止や海洋環境保全に果たす役割を学習する高校生向けのプログラムを行うなど生物多様性に関する情報を共有して発信しました。

このほか、海洋教育を支援するため、衛星画像を活用して水温や植物プランクトンなどの環境の変化を「見える化」する海洋環境Webアプリ「オーシャンチューター」を開発し、出前授業を県内学校で実施しました。

イ NOWPAP への支援協力等

NPECと連携して、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖、人工衛星を活用したリモートセンシングに関する取組み、海洋生物多様性の保全に向けた取組みなどを実施しました。

また、NOWPAP RCU 富山事務所の運営を支援しました。

② 越境大気汚染

酸性雨による生態系への影響を未然に防止するため、環境科学センター（射水市）において雨水のモニタリングを行うとともに、植生のモニタリングを実施しました。

また、黄砂については、環境省が環境科学センターに設置したライ

ダーモニタリングシステムにより、黄砂の鉛直分布等をリアルタイムで観測するなど、県内への黄砂の飛来状況の把握に努めました。

酸性雨のモニタリング結果は、次のとおりです。

ア 雨水

・ pH

1週間降雨毎（自動採取法）の測定値は4.3~6.3（平均5.0）と、全国の調査結果と同程度であるものの、経年変化をみると近年は上昇傾向がみられました。

・ イオン成分沈着量

調査結果は表6-3のとおりです。このうち主な項目について月別の沈着量の推移をみると、季節風が吹き、大陸からの影響が強いといわれている秋期から春期にかけて高い傾向がみられました。

また、経年変化をみると、酸性雨の原因の1つと考えられる nss-SO_4^{2-} 及び NO_3^- の沈着量に近年減少傾向がみられました。

イ 植生

国と連携し、中部山岳国立公園内（立山町）で酸性雨による植生への調査を実施したところ、酸性雨が主要因と考えられる衰退木は確認されませんでした。

③ 国際環境協力

ア 国際環境協力の推進

NEAR環境分科委員会を運営し、環日本海地域における各地方自治体の環境の現状及び課題に関する情報交換や個別プロジェクトの検討を行うとともに、「2016とやま宣言」の趣旨を踏まえた取組みの進捗状況を確認しました。

また、北東アジア地域の次代を担う環境保全活動リーダーの育成を図るため、5か国9自治体の中学生の

表6-3 イオン成分沈着量調査結果（4年度）

（単位：meq/m²/年）

調査地点	SO ₄ ²⁻	nss-SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	H ⁺	NH ₄ ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	K ⁺	Na ⁺
射水市	64	38	34	252	24	34	25	51	5.9	213

注 nss - SO₄²⁻ (nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン沈着量を表します。

参加による青少年向けの環境保全交流プログラム「北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業」をオンラインで開催しました。

イ 自然環境の保全

自然博物館「ねいの里」において、ロシア沿海地方と共同で行った「渡り鳥共同調査」等の成果を展示しました。

ウ 日本海学の推進

日本海学推進機構を中心として、「日本海学シンポジウム」等を通じた日本海学の普及啓発、調査研究を推進しました。

コラム

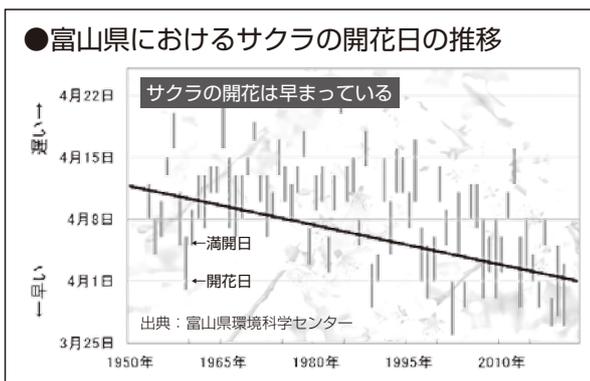
【生物季節調査】身近な生物の季節変化を調べて、地球温暖化について考えてみよう！

「生物季節調査」は、サクラの開花(春)・セミの初鳴き(夏)・トンボの初見(秋)など、季節の進み具合を身近な動植物の観察によって把握するものです。長期の調査結果を蓄積することで、気候変動の状況が分かります。

県では、(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)と連携し、生物季節調査を通じて地球温暖化防止に関心を持ってもらう取組みを進めています。

皆さんも、左下表のような『身近な動植物が示す季節変化の現象』を調査してみませんか？皆さんからの調査結果の報告をお待ちしています！

※ 調査結果は、スマホ・タブレットのアプリ「iNaturalist (アイナチュラリスト)」(ダウンロード・利用は無料)で報告してください。提供されたデータは、レポート作成に活用させていただきます。



●調査対象とする生物種目及び現象

種類	種目	現象	開花日	満開日	紅葉日	落葉日	初見日	初鳴日
植物	春 サクラ		○	○				
	夏 アジサイ		○					
	カエデ、イチョウ				○	○		
動物	春 ツバメ						○	
	春 アユ ※河川への遡上						○	
	春～夏 チョウ						○	
	夏 セミ							○
	秋 トンボ						○	

●詳細はウェブサイトをチェック！

調査の方法やアプリのインストール・使い方等については、NPECのウェブサイトをご覧ください。



生物季節 ポータル

検索

NPECのウェブサイトです
(<https://www.npec.or.jp/bioseason/>)

7 環境情報の積極的な提供

(1) 現況

県では、機会をとらえて、県民や事業者との対話の機会を設定し意見交換を行うとともに、県民等への積極的な情報提供に努めています。

また、県では、環境保全の仕組みづくりにおいて、県民等の意見（パブリックコメント）を募集するなど、県民参加の開かれた行政を推進し、県民等とのパートナーシップのもと環境の保全と創造に取り組んでいます。

また、各種計画に掲げる施策の着実な推進を図るため、県民が参加した推進組織を設置して、取組みの状況や施策の推進方策等について協議を行うなど、県民参加による環境保全を推進しています。

さらに、県民、事業者、報道機関、行政等で構成する「環境とやま県民会議」を中心に、あらゆる活動主体が連携協力して環境保全活動に取り組んでいます。

(2) 講じた施策

ア 環境に関する情報提供の充実等

県では、県民や事業者との対話を進めるため、（公財）とやま環境財団と連携して、希望する学校、地域団体、企業等に講師を派遣する「出前講座」や環境に関する話題について、住民等と意見交換を行う「出前県庁しごと談義」を実施しています。

また、各種計画の策定等に当たっては、県民等の意識に関するアンケート調査を実施するとともに、施策に関する意見を募集するなど、県民等のニーズを把握し、施策に反映するよう努めています。

さらに、県内の事業者・団体の環境保全活動を紹介するウェブサイト「エコノワとやま」を通じて、県民や事業者・団体に対し具体的な取組事例を提供しています。

このほか、環境に関する各種パンフレット等の配布やインターネットを活用した各種データの公表等により、県民等に対してわかりやすく迅速な情報の提供に努めています。

イ 県民参加の促進

県では、各種計画の策定や改定に当たっては、パブリックコメントを募集し、県民等の意見を施策に反映させています。

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表6-4のとおりです。

表6-4 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
「環境楽習室 エコ・ラボとやま」の見学・体験者数 「環境楽習室 エコ・ラボとやま」を見学・体験した人数	—	1,504人 2022年度 (R4)	1,000人
とやま環境未来チャレンジ参加者数 「とやま環境未来チャレンジ事業」に参加した小学生の累積人数	39,063人 2017年度 (H29)	54,879人 2022年度 (R4)	78,000人
環境保全活動への取組み者数 川・海的环境観察会や地下水の講習会等への参加者数	—	2,946人 2022年度 (R4)	6,000人
環日本海地域の環境協力を目的とした交流人数 環日本海地域の環境協力を目的として、県やNPEC等が実施する技術研修員受入れ、専門家派遣、国際会議開催等により交流した人数	68人 2017年度 (H29)	0人 (78人*) 2022年度 (R4)	100人

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催された国際会議等に参加した人数



第2章

令和5年度において講じようとする環境の保全及び創造に関する主な取組み

第2章

令和5年度において講じようとする 環境の保全及び創造に関する主な取組み

5年度においては、第1章に述べた環境の状況を踏まえ、環境基本計画に基づき各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に講じます。

〈分野ごとの施策の推進〉

第1節 脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

- (1) 地球温暖化対策の総合的な推進
 - カーボンニュートラル推進本部において、カーボンニュートラル戦略に基づき地球温暖化対策を総合的かつ横断的に推進するとともに、温室効果ガスの排出状況等及び施策の実施状況を公表します。
 - ポータルサイトの運営や共同啓発の実施など、県・市町村連携による取組みを推進します。
 - 民間事業者等からの提案募集により、県民や事業者等の行動変容のきっかけを創出し、カーボンニュートラルに対する理解を促進します。
 - 地域における脱炭素化を進めるため、企業や商工関係団体等を対象とした地域リーダー育成講座を開催します。
 - 地球温暖化防止活動推進センターである（公財）とやま環境財団と連携し、地球温暖化対策を普及啓発します。
- (2) 家庭における取組みの推進
 - 10歳の児童等が家族とともに10項目の地球温暖化対策に取り組む「とやま環境チャレンジ10事業」の学習内容に3Rの推進や食品ロスの削減などを追加した「とやま環境未来チャレンジ事業」を実施します。
 - 既存住宅の省エネ改修（断熱改修、高効率設備の設置）を支援するとともに、目指すべき省エネ住宅「富山型ウェルビーイング住宅（仮称）」の性能及び推進方策を検討します。
 - 省エネ家電の購入及び買い換えを支援することで、家庭における省エネを推進し、温室効果ガスの削減を図ります。
- (3) 事業者における取組みの推進
 - 県内の中小企業を対象として、脱炭素経営をテーマとしたセミナーや検討会を開催し、脱炭素経営のモデル企業を育成します。
 - 中小企業の温室効果ガス排出量削減方策等を検討するため、アンケート調査等を実施します。
 - 中小企業の環境保全施設整備のうち地球温暖化対策に資するものに対し低利融資を実施するとともに、中小企業向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証・登録を推進します。
 - フロン類の排出抑制を図るため、機器管理者や充填回収業者等への立入検査を実施します。
- (4) 交通における取組みの推進
 - 電気自動車の普及拡大に向けて、個人・事業者による電気自動車の導入や、商業施設等での充電設備の導入を支援

します。

- 自動車関係団体等で構成する「エコドライブとやま推進協議会」と連携して、環境や交通安全イベント等でのエコドライブ実践の呼びかけやエコドライブ宣言者の募集など、県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開します。
 - 県民・事業者・行政が連携協力して、モデル地区での重点的な啓発や啓発動画の作成など宅配便の再配達を減らす取組みを推進します。
 - ノーマイカー運動やパークアンドライドの推進を図るとともに、鉄軌道の施設整備及びバス路線の運行維持等を支援するなど、公共交通の維持活性化・利用促進に向けた取組みを推進します。
 - 交通信号機の更新・新設時にLED式で整備することにより、省エネルギーを促進します。
 - (一社) 富山県トラック協会及び(公社) 富山県バス協会が行う環境対策事業(エコドライブの推進等)に対し交付金を交付します。
 - 荷主企業奨励金制度による地元港湾利用の促進に取り組み、物流における環境負荷の低減を図ります。
- (5) 再生可能エネルギーの導入・水素社会実現に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギーの導入などエネルギーの多様化や、地域全体の省エネルギー構造への転換等を推進します。
 - 県民や中小企業に対し、自家消費型

太陽光発電設備や再エネ熱利用設備等の導入を支援します。

- 小水力発電の導入拡大に向けて、河川や上下水道等を対象とした導入可能性調査などを実施します。
 - 老朽化した県営水力発電所(4か所)について、固定価格買取制度(FIT)を活用したリプレースを推進します。
 - 立山温泉地域における地熱発電の開発の方向性を調査します。
 - 再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入を行う中小企業に対して融資を実施します。
 - 個人・法人の燃料電池自動車(FCV)の導入支援に加えて、新たに燃料電池フォークリフトの導入を支援します。
- (6) 森林吸収源対策の推進
- 森林の二酸化炭素吸収機能を向上させ、地球温暖化防止に貢献するため、造林事業等により間伐等を積極的に実施するとともに、とやまの木で家づくり支援事業により県産材を使用した住宅の普及を促進します。
 - 「水と緑の森づくり税」を財源とした里山再生整備事業、みどりの森再生事業、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」普及推進事業を実施し、森林の保全・整備を一層推進します。
 - 農林水産公社営林において、森林J-クレジットの創出をモデル的に実施し、民間への普及を促進します。

2 気候変動による影響の回避・軽減(適応策)の推進

- カーボンニュートラル戦略(富山県気候変動適応計画)に基づき、適応策を推進します。
- 富山県気候変動適応センター(環境科学センター)において、国の「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」

により、気候変動影響や適応に関する情報の収集、提供及び調査研究を実施します。

また、研究機関や学識者による「気候変動適応研究会」を通じて、気候変動に関する情報交換を行います。

3 県庁の率先行動

- 事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減に向け、「県庁の率先行動」に基づき、県のすべての機関において、電気使用量、庁舎等燃料使用量、公用車燃料使用量の削減に関する取組みを実施します。
- 県有施設の照明のLED化を推進します。
- 県庁本庁舎及び出先機関において、簡素で効率的な県庁独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮したオフィス活動等を推進します。
- 業務に支障のない照明の消灯など、引き続き節電行動を実施します。
- 県有施設への太陽光発電設備の導入について検討を実施します。
- 公用車への電気自動車の導入を推進します。
- 中央病院において冷熱源設備を対象としたESCO事業を実施します。
- グリーン購入調達方針に基づき、環境に配慮した物品等を積極的に調達します。

第2節 循環型社会づくりの推進

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

- **とやま廃棄物プランの推進**
とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進します。
- **食品ロス・食品廃棄物削減対策の推進**
食品ロス削減推進計画に基づき、「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、「3015運動」など県民総参加の食品ロス等削減運動を展開するとともに、食品ロス削減推進計画の見直しに向け、家庭系及び事業系の食品ロス・食品廃棄物の実態調査を実施します。
また、未利用食品を福祉団体等へ寄付するフードバンク活動やフードドライブの定着・拡大に向け、実施団体等と食品提供先とのマッチングを支援します。
さらに、商慣習の見直しに向けて、専門部会において検討を進めるとともに、宣言事業者の募集、消費者に対する期限間近商品の優先購入の啓発などを実施します。
このほか、食品事業者と畜産農家との需給マッチングによるエコフィードの利用拡大を図るほか、酒粕を給与した「とやま和牛」のブランド化を推進します。
- **プラスチックごみ対策の推進**
ノートレイ（ばら売り・袋売り等）やエコトレイ（バイオマスプラスチックトレイ・リサイクルトレイ等）導入促進等の普及啓発活動を実施します。
- **各種リサイクル法の運用**
第10期分別収集促進計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集を促進するとともに、自動車や建設資材、小型家電等に係る各種リサイクル法に基づく廃棄物の循環的利用を推進します。
- **プラスチックリサイクルの促進**
廃プラスチックのリサイクル支援サイトを構築し、県内の廃プラスチック排出事業者とリサイクル業者、プラスチック製品メーカーによる新たな連携を支援します。

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

- **ごみ処理施設等の計画的な整備**
市町村等が行うごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理等について、技術的な助言を行います。
- **事業者等の監視指導**
産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して監視指導を実施します。
- **不法投棄等の防止対策の推進**
不法投棄の防止に向けて、県の不法投棄監視員による年間を通じたパトロールを実施するとともに、市町村、猟友会、伏木海上保安部等と連携した広域的パトロールや広報活動を実施します。
また、野外焼却の防止に向けて、春と秋の年2回重点監視期間を設定し、県内全域で関係団体が連携した監視パトロールや県民への広報活動を展開します。
- **用水路等へのごみ投棄防止の啓発**
農業用の用排水路やため池へのごみ投棄防止等と呼びかけるため、標語及びポスターを募集するとともに、入賞作品を取り入れたカレンダーを配布し、啓発を推進します。
- **産業廃棄物の県内搬入に関する事前協議の実施**
産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、県内に産業廃棄物を搬入する事業者と事前協議を行い、必要な指導を実施します。
- **PCB廃棄物の適正処理の推進**
高濃度PCB安定器の計画的処理完了期限までの処理を指導します。
また、低濃度PCB廃棄物について、処理期限までの確実かつ適正な処理を指導するとともに、民間の無害化処理認定施設での処理を推進します。
- **災害廃棄物対策の推進**
適切かつ迅速な災害廃棄物の処理・リサイクルにつなげるため、市町村、民間業者と連携して災害廃棄物の仮置場の設置・運営訓練を実施します。

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

- **廃棄物の再生利用の促進**
焼却処理や埋立処分されている廃プラスチック類などの産業廃棄物の再生利用を促進するため、廃プラスチックのリサイクル支援サイトを構築します。
- **剪定枝など木質系廃棄物のリサイクルの推進**
散居景観の保全のため、砺波市又は南砺市と協定を締結した地区に対して、屋敷林の枝打ちにより発生する剪定枝のリサイクル費用を支援します。
- **事業者と連携した不法投棄防止対策の推進**
県内の事業者と連携して、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施します。

4 次世代環境産業の創出

- **優良な産業廃棄物処理業者に関する情報提供**
コンプライアンス・情報公開・環境保全の取組みに関して一定の評価基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者を県のウェブサイトで公開し、排出事業者に情報を提供します。

- **リサイクル認定制度の推進**
リサイクル製品を認定し、公共工事等での優先的な利用の促進により、普及を推進するほか、廃棄物の減量化・リサイ

クル等に積極的に取り組む事業所をエコ事業所に、民間事業者による資源物の回収拠点をエコ・ステーションに認定します。

第3節 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発

- **ナチュラリスト等による普及啓発**
自然公園等に配置されたナチュラリストの自然解説のほか、自然公園指導員及び鳥獣保護管理協力員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識やマナーについて普及啓発を実施します。
- **ナチュラリストの養成**
ナチュラリスト養成講座を開催します。

また、近年、立山黒部地域への外国人観光客が増加していることから、養成講座に外国語が堪能な方の枠を設定します。

- **法令等による自然公園等の規制**
自然公園及び自然環境保全地域において、法律又は条例により工作物の新築等の規制を行います。

2 自然とのふれあい創出

- **自然公園等の施設整備**
中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等において登山道（弥陀ヶ原園地木道等）の整備・改修を実施します。
また、猿飛峡遊歩道の落石防止対策を実施します。
- **県民協働による安全で快適な山岳環境の保全**
「とやまの山岳環境保全ボランティア」を募集し、森林モニタリング調査の体験や外来植物除去等を実施します。
- **山岳遭難の防止等**
室堂周辺で春・秋山スキー等を行う際には届出を行う仕組みとし、専門の入山指導員を配置し、遭難防止の指導を実施します。
また、オンライン登山届「コンパス」の利用促進を図るなど、ICTを活用した安全登山対策を総合的に実施します。
さらに、立山劔岳エリアの診療体制の強化に向け、医学生のみでの対応や専門

診療科以外の医師の診察・治療時に支援医師の助言を受けるため、現地の映像を山岳診療所から送信する通信機器を配備します。

- **学校登山の安全対策**
立山における学校登山の安全対策として登山用ヘルメットの整備・貸出しを支援します。
- **緑化活動の推進**
グリーンキーパー（花と緑の指導員）を中心とした花と緑があふれるまちづくりや、県民参加による植樹運動等の緑化運動を推進します。
また、新たな緑化活動の誘発を図る花のまちづくり新拠点創出支援事業の実施、地域緑化の活動成果を発表する場としてコンテナガーデンコンテストの開催、花と緑に親しみ、学習する機会を提供する「花とみどり・ふれあいフェア」の開催を支援します。

○ **都市公園の利用促進や道路緑化及び保全**

県民に親しまれる花と緑の豊かな都市公園の利用を促進するとともに、街路樹等の道路緑化及び保全を実施します。

○ **多様な森づくりの推進**

「水と緑の森づくり税」を活用し、「森づくりプラン」に沿って、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとよまの森を支える人づくりなどを推進します。

また、造林事業により間伐等を積極的に実施し、森林吸収源対策を推進します。

○ **うるおいある景観づくりの推進**

景観条例の普及啓発を行うとともに、景観アドバイザーの派遣や景観づくり住民協定への支援など、県民や市町村等の景観づくりの取組みを推進します。

また、景観条例に基づき、大規模行為及び「立山・大山地区景観づくり重点地域」における特定行為の届出制など、建築行為等での景観への配慮を推進します。

さらに、景観づくりに配慮した建築物等を「うるおい景観とやま賞」として表彰するとともに、優れた景観を眺望でき

る地点「ふるさと眺望点」（愛称：「とよまビューポイント」）の利用促進に向けた情報発信、眺望景観の保全を推進します。

○ **歴史や文化を活かしたまちづくり**

市町村等が実施するまちなみ保全環境整備、景観整備、歴史・文化的資源を活かしたまちづくりや公園整備等を支援します。

○ **農村等における景観の保全と創造**

農山漁村地域において、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）を普及するとともに、散居村及び棚田等の景観の保全活動を支援します。

また、荒廃農地の復元、利活用を行い、「美しい景観」や「やすらぎの空間としての農村」を創造しようとする地域に対して支援します。

さらに、動画を活用したウェブサイト「富山の大地を潤す」や、ダムカードを用いて、地域の自然環境の維持など多面的機能を有する農業用ダム、排水機場等の農業用水利施設の重要性の啓発を推進します。

3 自然環境保全活動の推進

○ **自然環境指針の推進**

自然環境指針に基づき、開発事業等について必要な指導等を実施します。

○ **自然環境に関する各種調査の実施**

立山植生モニタリング調査等のモニタリング調査を継続して実施します。

○ **貴重な植生の保護・復元**

自然環境保全地域の適正な保全のため、巡回管理及び保全事業（標識設置、巡視歩道整備等）を実施します。

○ **環境配慮型山小屋トイレの整備**

環境に配慮した山小屋トイレの整備を推進します。

○ **立山におけるバスの排出ガス規制の実施**

立山の貴重な自然環境や優れた景観を維持・保全するため、立山で運行されるバスについて、条例による排出ガス規制を実施するとともに、県内バス事業者が行う排出ガス低減のための車両の更新等を支援します。

○ **豊かな海づくりの推進**

富山湾の環境保全や水産資源保護への意識を醸成するため、藻場造成、海岸清掃等を実施する県内の活動団体に対して支援します。

4 生物多様性の確保

- **生物多様性保全の推進**

生物多様性保全推進プランの普及啓発を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。

また、本県において絶滅のおそれのある野生生物の現状をまとめた「レッドデータブックとやま」を改訂します。
- **希少な野生生物の保護**

希少野生動植物保護条例に基づき、「指定希少野生動植物」の指定、周知、保護監視員の設置等を実施するとともに、本県の「指定希少野生動植物」に関する保護活動を支援します。
- **ライチョウの保護**

保護柵の設置や観察マナーの普及などのライチョウ保護活動を県民協働で推進します。

また、第8次ライチョウサポート隊に引き続きジュニア枠（小学3年生～中学3年生以下）を設定し長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成するとともに、上野動物園と連携し、「ライチョウ王国とやま」の発信を実施します。
- **外来植物防除対策の推進**

立山センターを中心として、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施します。

5 人と野生鳥獣との共生

- **保護管理の推進**

ツキノワグマの出没状況、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカの行動域などをモニタリング調査するとともに、カワウの個体数調査などを行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施します。

また、クマ出没に伴う人身、農作物等の被害防除のため、パトロール、捕獲、柿等の誘引物除去に係る経費への補助を引き続き実施するとともに、ツキノワグマ管理計画に基づき、県民等へ安全対策を周知します。

さらに、ニホンザルの行動域を把握し効果的な捕獲・追払いを行うため、地域住民や市町村、県などが一体となった総合的な対策を推進します。
- **増えすぎた鳥獣の捕獲等**

県内で生息域が拡大するとともに生息数が増大しているイノシシとニホンジカの効率的な捕獲方法を検討します。

また、イノシシ及びニホンジカの捕獲専門チームの活動を継続するなど、これらの個体数管理を一層推進します。
- **有害鳥獣対策のための担い手の確保・育成**

有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の確保・育成及び捕獲技術向上のため、年3回の狩猟免許試験を行うほか、狩猟入門講座や初心者講習会等の開催などを実施します。
- **鳥獣保護対策の推進**

鳥獣保護センターを拠点とする野生鳥獣の救護、鳥獣保護区の指定等による鳥獣の安定した生存確保や生息環境の保全を推進します。

第4節 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

- 大気環境計画の推進
大気環境計画に基づき、大気汚染常時観測局における汚染状況の監視、有害大気汚染物質等に関する調査、工場・事業場に対する大気汚染物質の削減指導・助言など、大気環境保全施策を推進します。
また、ウェブサイトにより光化学オキシダント等の濃度をリアルタイムで情報提供するほか、注意報等の発令時には、関係者に一斉メール配信するシステムを利用し、迅速かつ的確な情報提供を実施します。
- 光化学オキシダント対策の推進
光化学オキシダントの注意報発令を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、濃度の予測手法を開発します。
また、国の光化学オキシダント環境基準等の再評価等についての検討結果を踏まえ、本県における評価方法を検討します。
- 微小粒子状物質の監視
微小粒子状物質の高濃度時の注意喚起に備えた監視体制を確保します。
- アスベスト対策の推進
新たに資格者等（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査が義務付けられたことから、関係者に対して法令遵守の徹底を指導するとともに、事前調査結果の報告を踏まえ、事前調査の適切な実施を指導・助言します。
また、大気汚染防止法に基づき届出されたレベル1・2建材に加え、レベル3建材の除去等作業について立入検査を実施し、アスベストの飛散防止対策の徹底を指導・助言します。
- 環境放射能調査等の実施
県内における環境放射能の実態を把握するため、大気中の放射線量の測定や、降水物（雨・ちり）、水道水等に含まれる放射性物質の分析を実施します。
また、志賀原子力発電所のUPZ圏内の環境放射線の状況についてモニタリングを実施します。
- 水質環境計画の推進
水質環境計画に基づき、公共用水域における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進します。
また、河川の大腸菌数に係る環境基準未達成の原因調査や対策の検討などを実施します。
- 富山湾水質保全対策の推進
「富山湾水質改善対策推進協議会」において、工場・事業場の窒素、りん等の削減対策を促進するとともに、工場・事業場による自主的な清掃・植樹活動などの「プラスワンアクション」を推進します。
- 騒音、振動対策の推進
自動車交通及び航空機の騒音調査を行うとともに、自動車交通騒音等を低減するため、高度道路交通システムの整備、道路構造の改善等により、交通流の円滑化や交通渋滞の解消等を促進します。
また、交通騒音及び工場・事業場の騒音等について、市町村を対象とした講習会の開催等の技術支援を実施します。
- 新幹線鉄道騒音調査の実施
北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、鉄道騒音の実態調査を実施します。

2 環境改善対策等の推進

- 水質汚濁事故対策の推進
水質汚濁事故対策連絡会議による事故発生時の連絡体制の確保を図るとともに、事故時に迅速に対応するための実地訓練を行うほか、事故防止を呼びかけるチラシの配布等を実施します。
- 農用地土壌汚染対策の推進
神通川流域及び黒部地域において、カドミウムによって汚染された農用地土壌汚染対策地域の復元田の作付状況、土地利用に関する諸調査及び再汚染監視等を実施します。
- 市街地等土壌汚染対策の推進
土壌汚染対策法の内容等について周知を図るとともに、事業者等からの相談や具体的な事案に対して、対策の指導・助言を行います。
- 地下水汚染対策の推進
県内平野部における地下水質の常時監視を行うとともに、工場・事業場に対する地下水汚染未然防止の指導・助言などを行います。
- 事業者による自主的な化学物質の排出削減の促進
化学物質を取り扱う事業者に対して化学物質管理計画の策定を指導するとともに、ウェブサイトを活用して、県内における化学物質の排出・移動量を公表します。
- ダイオキシン類環境調査等の実施
大気、水質、底質及び土壌について環境調査を実施するとともに、焼却施設等の発生源について監視指導を行います。
- 富岩運河等のダイオキシン類対策の推進
中島閘門下流部について、引き続き対策工法を検討します。
- 環境にやさしい農業の推進
「富山県みどりの食料システム基本計画」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガスの排出削減等の取組みを推進し、環境にやさしい農業を普及します。
- 生活排水対策の推進
「全県域下水道ビジョン2018」「汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、汚水処理施設未普及地域での整備を実施するとともに、より効果的、経済的な汚水処理整備を進めるため、処理場の統廃合を推進します。
また、浄化槽法定検査受検率の向上のため、浄化槽台帳システムを活用し、維持管理情報の把握や未受検者に対する呼びかけ・指導を実施するとともに、(公社)富山県浄化槽協会と連携して浄化槽の適正な維持管理の啓発などを実施します。
- 公害苦情への対応
工場・事業場の監視等により、公害の未然防止に努めるとともに、県民からの苦情相談に対して迅速に対応します。
- 公害被害への対応
イタイイタイ病患者等に対して、訪問等による保健指導や検診、住民健康調査等を実施します。

3 県土美化活動の推進

○ 県土美化推進運動の展開

「県土美化推進県民会議」が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」など地域住民等と協力した県民総ぐるみの清掃美化活動を推進します。

また、沿岸、上流域の市町村や関係団体等と連携して清掃美化活動を行う「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開します。

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

○ 海岸漂着物対策の推進

良好な海岸環境を維持するため、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係団体・行政機関等が連携した漂着物の回収・処理を実施するとともに、上流域を含めた幅広い地域での発生抑制対策を推進します。

また、上流域である岐阜県と連携した清掃活動を実施するなど、広域的な発生抑制対策を推進します。

さらに、清掃活動への参加拡大を図る

ため、県内企業・団体等が参加するとやま海ごみボランティア部のメンバーの拡大を図るとともに、メンバーによる清掃活動等を推進します。

このほか、漂着ごみの実態を把握するため、本県の代表的な海岸において、漂着物の量や組成等の調査を実施します。

加えて、プラスチック被覆肥料の肥料殻の流出防止のため、プラスチックの使用を低減した肥料による現地実証調査を実施します。

5 イタイタイ病の教訓の継承と発信

○ 県立イタイタイ病資料館の管理運営

イタイタイ病の克服の歴史や教訓等を後世に継承するため、県立イタイタイ病資料館において、特別企画展（「あの日あの時」写真展）、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施します。

また、貴重な資料の収集・保存、小中

学校の課外学習等の積極的な受入れ、5か国語に対応したウェブサイトや8か国語のリーフレット等を活用した国内外への情報発信等を実施します。

さらに、イタイタイ病資料館の展示設備システム等を更新し、情報発信を強化します。

第5節 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

○ 水源地域の保全

水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出による土地取引の把握とともに、必要に応じて指導・助言を実施します。

○ 地下水指針の推進

地下水位の監視や条例に基づく規制、揚水設備の監視・指導等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化などの保全施策を推進します。

また、冬期間の地下水位低下時には、注意報等を発令し、地下水利用者に節水への協力を呼びかけます。

さらに、近年みられる記録的な大雪時の地下水位の大幅な低下に向けた対応など新たな課題を踏まえ、地下水指針の改定を検討します。

○ 地下水涵養の推進

市町村や関係機関との連携による水田等を活用した地下水涵養など、地域が主体となった取組みを支援します。

○ 地下水保全活動の促進

「地下水の守り人」の講習会等を開催するなど、地域に根ざした地下水保全活動を促進します。

○ 水と緑の森づくり税を活用した取組みの推進

地域や生活に密着した里山林の整備を県民協働で推進する里山再生整備事業、奥山の過密人工林や竹が侵入した人工林等をスギと広葉樹の混交林に誘導するみどりの森再生事業のほか、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽を実施します。

また、「とやまの森づくりサポートセンター」を通じた森林ボランティア活動の支援、森づくりに関する情報提供、「森の寺子屋」による森林環境教育、県産材の利用促進等を一層推進するとともに、県民自らが実践する森づくり事業を引き続き支援します。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

○ 多面的利用の促進

老朽化した県営水力発電所（4か所）について、固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースを推進します。

また、小水力発電の導入拡大に向けて、河川や上下水道等を対象とした導入可能性調査などを実施します。

3 水環境の保全

○ 水辺空間の整備の推進

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進します。

催します。

また、ウェブサイト「とやま名水ナビ」や公式X（旧ツイッター）「とやまの水環境」を活用し、地域住民や活動団体による水環境保全活動、本県の水環境の魅力についての情報発信を実施します。

○ 水環境の整備における環境配慮の推進

河川、海岸等の水環境の整備に当たっては、生物の生息・生育環境や自然環境への配慮、自然と調和したふれあいの場の創出を推進します。

このほか、富岩運河環水公園等において、ソーラー発電を活用した電気船「kansui」、「fugan」、「sora」と電気ボート「もみじ」により、二酸化炭素を排出しない富岩水上ライン（富岩運河のクルーズ）を県と富山市が共同で運航し、環境学習を推進します。

○ 水辺等における清掃や美化活動等の推進

河川、海岸等の水辺やその周辺における、県民総ぐるみの清掃美化活動を推進します。

○ 地域に根差した水環境づくり及び水環境をテーマとした環境学習の推進

水環境の保全について学習する森・川・海の水環境観察会や名水巡りツアー等を開

4 水を活かした文化・産業の発展

- **とやま21世紀水ビジョンの推進**
とやま21世紀水ビジョンに基づき、各種施策や健全な水循環の構築を総合的かつ横断的に推進します。
- **水環境の保全と利用の調和**
光を活用した水辺空間の賑わい創出を推進します。
また、川を守り育てる河川愛護活動を推進するとともに、名水の保全と活用や水を利用した産業・観光の振興等に関する情報を発信します。
- **とやまの名水の保全と活用**
本県が誇る県民共有の財産として「と

やまの名水」を保全していくため、市町村等と連携し、保全活動団体に関する調査や、維持管理状況等の定期的な調査を実施します。

また、「とやまの名水」飲用に起因する健康被害の発生を防止するため、市町村が実施する水質検査に対する助言や、衛生管理に関する調査研究を実施します。

さらに、「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動に対して支援するほか、名水巡りツアーを開催します。

第6節 各分野に共通する施策の推進

1 環境影響評価や開発行為における環境配慮

- **事業実施に当たっての環境影響評価の推進**
環境影響評価条例等に基づき、事業者に必要な環境影響評価の実施を指導します。
また、環境影響評価条例の対象事業にならない開発事業についても、公害防止条例や土地対策要綱の手続きを通じて、
環境への影響を事前に審査します。
- **事業実施に当たっての公害の未然防止**
公害防止条例等に基づき、公害の未然防止を図るとともに、必要に応じて事業者と地元市町村等との公害防止協定の締結を促進します。

2 技術開発と調査研究の推進

- **環境保全に関する調査研究の推進**
各試験研究機関において、脱炭素社会と循環型社会づくり、環境保全に関する各種調査研究を推進します。
 - ・ 環境科学センターにおいては、脱炭素社会づくりでは、立山融雪モニタリング調査や長期再解析データを用いた気候変動に関する研究、富山湾の二酸化炭素吸収量等の評価に関する研究、学校における熱中症指数活用に向けた研究を実施。環境保全では、光化学オキシダント測定結果の総合的解析による高濃度要因の検討や消雪設備の設置に伴う地下水位低下リスクの評価、大気中のマイクロプラスチックの実態解明、マイクロプラスチックの簡易判別に関する研究を実施します。
 - ・ 産業技術研究開発センターにおいては、環境負荷の低減を目的とした活性炭の複合による生分解性樹脂の分解性への影響、農産資源由来リグニンを利用した難燃性材料の開発などの機能性材料の開発を実施します。また、難削材の切削加工における環境性能の向上

に関する研究などプロセスの環境性能評価技術の開発も実施します。

このほか、高品位リサイクルアルミ合金の活用と厚肉アルミ構造部材の高効率加工に関する研究開発を実施。これは、産学官からなる「とやまアルミコンソーシアム」において、アルミを低炭素社会実現に貢献する高機能素材と位置づけ、これを用いた新製品開発の積極的な推進を支援します。

・ 農林水産総合技術センターにおいては、地球温暖化などの気象変動に対応した農畜産物の高品質・安定生産や生態系を考慮した低投入持続型農業に関する技術開発を推進するとともに、農耕地土壌の炭素貯留機能に関する全国調査に参画します。また、森林資源の循環利用を図るため脱炭素社会の実現に向けた高剛性木質建築部材等の開発、中部山岳域の森林生態系に対する

気候変動影響調査の実施、エネルギー作物としてのヤナギ類の生産可能性に関する研究の実施、富山湾の漁場環境の把握や藻場造成のための技術開発に関する研究等を推進します。

○ グリーンイノベーションの加速化

成長産業分野で大学等のシーズを応用展開し、環境・エネルギー分野における産学官連携による新製品・新技術の共同研究開発を支援します。

また、環境・エネルギー分野における県内企業・大学の共同研究を促進し、国等の支援制度の活用を目指す先導的な研究開発プロジェクトを支援します。

さらに、グリーン成長戦略分野をはじめとした成長産業分野に関する研究会活動の実施に加えて、グリーン成長戦略分野における産学官連携による新製品・新技術の共同研究開発を支援します。

3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）

○ 環境教育等行動計画の推進

環境教育等行動計画に基づき、ウェブサイト「環境教育情報ギャラリー」や電子ブック「とやまの環境デジタルブック」を活用した環境教育情報の発信を行うなど、県民や事業者等の取組みを推進します。

○ 環境教育のための人づくり

ナチュラリスト、自然保護指導員、自然公園指導員、フォレストリーダー等の活動を通じた自然環境保全の普及啓発を実施します。

また、地域における脱炭素化を進めるため、企業や商工関係団体等を対象とした地域リーダー育成講座を開催します。

○ 環境教育の場や機会の提供

（公財）とやま環境財団及び「環境とやま県民会議」等と連携して、「とやま環境フェア2023」や「環境保全に関するイベント」を開催するとともに、県内10

市においてエコライフ・イベントを実施します。

また、環境科学センターの「環境楽習室 エコ・ラボとやま」において、展示の充実やコンテンツ追加を行うほか、夏休み期間中に「サイエンス・ラボ」を開催するなど、小・中学校など教育機関を中心に広く公開します。

さらに、市町村の環境イベントなどで「出張エコ・ラボ」を実施し、幅広い県民を対象にカーボンニュートラル戦略の周知を図るとともに、気候変動の緩和と適応のための取組みを呼びかけます。

このほか、こどもエコクラブの活動支援及び「出前講座」の実施に取り組むとともに、環境科学センターの一般公開、幼児とその保護者を対象とした「はじめてのエコライフ教室」、自然博物館「ねいの里」でのイベント、森林環境教育等を行う「森の寺子屋」、農業用排水路での生き物調べなど、環境教育・学習の場や機会を提供します。

4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）

- 地域と連携した環境保全活動の促進
 - ・ 「環境とやま県民会議」等と連携して、レジ袋削減をはじめとする県民会議の構成団体の自主的な取組みを支援します。
 - ・ ナチュラリストと連携して、自然博物館「ねいの里」、鳥獣保護センター等での普及啓発や自然とふれあうイベントを開催します。
 - ・ ライチョウサポート隊と連携して、県民協働によるライチョウ保護活動を推進します。
 - ・ 「とやまの森づくりサポートセンター」を通じて、森林ボランティアの活動を支援します。
 - ・ 汚染のない清澄な大気への県民の関心を高めるため、星空観察会を開催します。
 - ・ 水環境保全活動への自主的な参加につなげるため、森・川・海的环境観察会や名水巡りツアー等を開催します。
 - ・ （公財）とやま環境財団と連携して、「地下水の守り人」の活動支援を行うなど、地域ぐるみの水環境保全活動を促進します。
 - ・ 河川、海岸等の水辺やその周辺における、県民総ぐるみの清掃美化活動を推進します。
 - ・ 海岸漂着物対策の理解につなげるため、親子等を対象とした海岸清掃体験バスツアーを開催します。
- ・ 消雪設備の節水対策の啓発、水に関する歴史風土や水文化について情報発信します。
- 事業者の自主的な環境保全活動の促進
 - 富山県SDGs宣言を行った企業・団体等を対象としたフォーラムを開催するなど、SDGsに取り組む企業・団体の連携をより一層促進します。
- エコライフスタイルへの転換の促進
 - ・ 「とやまエコ・ストア制度」の普及・拡大を図るとともに、スーパー等におけるプラスチック製食品トレイの削減・転換を推進するなど、エコライフの定着・拡大を推進します。
 - ・ 「エコドライブとやま推進協議会」と連携して、「エコドライブ推進運動」を展開するとともに、ノーマイカー運動に多くの県民の参加を呼びかけるなど、公共交通の利用を促進します。
 - ・ 県民・事業者・行政が連携協力して、モデル地区での重点的な啓発や啓発動画の作成など宅配便の再配達を減らす取組みを推進します。
 - ・ 人や社会、環境に配慮する「エシカル消費」を県民に浸透させるため、事業者との連携によりPRするほか、シンポジウムの開催や、大学生による啓発活動などにより、普及啓発を図ります。

5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）

- カーボンニュートラルの推進
 - カーボンニュートラルの実現に向け、県・市町村連携による取組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化や、地域全体の省エネルギー構造への転換等を推進します。
- 地域資源の活用の推進
 - 循環資源の地産地消や次世代を担う環境産業の支援・育成等、地域活性化にも寄与する地域循環圏の形成を推進します。

6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進

- NPECを拠点とした取組みの推進
環日本海地域の地方自治体、市民等と連携して海辺の漂着物調査や発生抑制に関する学習会を行うとともに漂着物アートを活用した普及啓発を実施します。
また、環境保全活動に積極的に参加協力する「環日本海・環境サポーター」の募集や活動支援、リモートセンシングに加えてドローン技術も活用し、富山湾のアマモ場の分布域調査等を実施します。
さらに、環日本海地域の地方自治体と連携し、海洋生態系が地球温暖化防止や海洋環境保全に果たす役割を学習する高校生向けのプログラムを行うなど生物多様性に関する情報を共有・発信します。
- NOWPAPへの支援協力
NPECと連携して、赤潮を含む有害藻類の異常繁殖、人工衛星を活用したリモートセンシングに関する取組み、海洋生物多様性の保全に向けた取組みなどを実施します。
また、NOWPAP RCU 富山事務所の運営を支援します。
- 越境大気汚染対策の推進
酸性雨による生態系等への影響を未然に防止するため、雨水、森林への影響について調査を実施します。
また、黄砂の実態を解明するため、ライダーモニタリングシステムにより飛来状況を観測します。
- 国際環境協力の推進
NEAR環境分科委員会、漂着物対策関係者会議を開催し、環日本海地域における各地方自治体の環境協力事業の検討や情報交換を行うとともに、「2016とやま宣言」の趣旨を踏まえた取組みの進捗状況を確認します。
また、北東アジア地域の次代を担う環境保全活動リーダーの育成を図るため、青少年向けの環境保全交流プログラム「北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業」を中国遼寧省と連携してオンラインで開催します。
さらに、中国遼寧省と環境保全対策での新たな協力を進めるため情報交換をオンラインで開催します。
- 日本海学の推進
日本海学推進機構を中心として、「日本海学シンポジウム」等を通じた日本海学の普及啓発、調査研究を推進します。

7 環境情報の積極的な提供

- 環境に関する情報提供の充実
「出前県庁しごと談義」及び「出前講座」等を通じて県民との意見交換を行うとともに、インターネット等を活用し、環境に関する情報の提供と情報公開を推進します。
- 県民参加の促進
パブリックコメントの実施及び各種協議会の運営等により、県民参加による施策を推進します。
また、各活動主体が連携協力し、県民総参加で環境保全を推進するため、「環境とやま県民会議」において、参加団体の環境配慮行動を促進します。



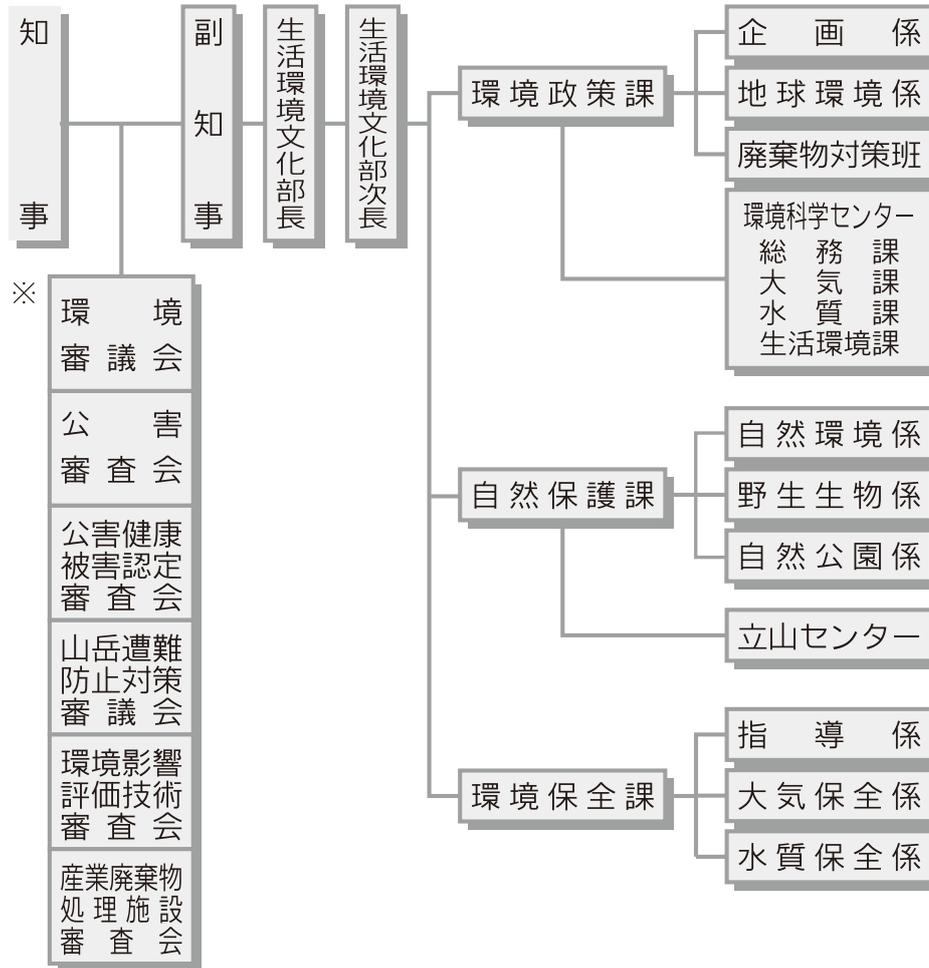
参考資料

第1 日誌（令和4年度）

月 日	内 容
4・1	野外焼却の重点監視パトロール（3月21日～4月20日）
4・19	富山県県土美化推進功労者表彰式 富山県県土美化推進県民会議総会（書面開催）
4・22	鳥獣保護管理協力員・鳥獣行政担当者会議 第1回野生動物被害防止対策会議
4・28	第1回ワンチームとやま「ゼロカーボンシティ富山の実現」ワーキンググループ（オンライン）
5・9	市町村環境担当課長会議（書面開催）
5・19	富山県水質汚濁事故対策連絡会議（書面開催）
5・20	第1回富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会
5・27	第1回富山県環境影響評価技術審査会
6・1	「みんなできれいにせんまいけ大作戦2022」（実施期間：6月～9月）
6・3	第1回富山県産業廃棄物処理施設審査会
6・23	第1回富山県野生鳥獣保護管理検討委員会
7・3	「みんなできれいにせんまいけ大作戦2022」特別海岸清掃 とやま海ごみボランティア部設立記念清掃活動 第7次とやまのライチョウサポート隊 認定講習会
7・7	一斉省エネデー（夏季） エコドライブとやま推進協議会
7・8	環境とやま県民会議総会（書面開催）
7・9	海の環境観察会（7月16日にも開催）
7・22	とやま21世紀水ビジョン推進会議 第2回富山県産業廃棄物処理施設審査会
7・25	富山県環境影響評価技術審査会現地視察
7・28	第1回富山県環境審議会生物多様性小委員会
7・30	川の環境観察会（8月7日にも開催）
7・31	富山県公害健康被害認定審査会
8・1	第1回富山県環境審議会（富山県環境審議会の組織運営等）
8・3	第1回富山県環境審議会カーボンニュートラル戦略策定小委員会
8・5	とやまスターウォッチング（富岩運河環水公園）
8・6	「とやまの山岳環境保全ボランティア」活動
8・7	とやま海ごみボランティア部第1回学びの場
8・8	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業（8月9日にも開催）
8・20	名水巡りツアー（8月27日にも開催）
8・22	第1回富山県カーボンニュートラル推進本部
8・23	森と地下水の環境観察会（8月26日にも開催）
8・26	第2回ワンチームとやま「ゼロカーボンシティ富山の実現」ワーキンググループ（オンライン）
8・29	第2回富山県環境影響評価技術審査会
9・1	野外焼却の重点監視パトロール（～30日）
9・6	第2回野生動物被害防止対策会議
9・27	第1回富山県環境審議会大気騒音振動専門部会
10・6	第20回とやまエコ・ストア連絡協議会
10・7	富山県消費者大会 とやま環境フェア2022（ウェブ会場）（～1月9日）
10・9	とやま環境フェア2022（小規模リアル会場：富山市民プラザ）（～10日）
10・11	第12回食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議
10・18	富山・石川県境における不法投棄監視合同パトロール
10・22	とやま海ごみボランティア部海岸清掃 in 岩瀬浜
10・26	災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る訓練（～27日）
10・28	第1回富山県環境審議会野生生物専門部会

月 日	内 容
11・1	鳥獣保護管理員会議
11・2	水質事故対策訓練
11・6	水環境保全活動体験会（11月20日にも開催）
11・8	とやま海ごみボランティア部第2回学びの場
11・9	第3回富山県環境影響評価技術審査会
11・15	狩猟解禁パトロール
11・21	第2回富山県環境審議会カーボンニュートラル戦略策定小委員会 地下水の守り人講習会
11・23	とやま海ごみボランティア部清掃活動 in 魚津
11・25	環境保全技術講習会
12・8	環日本海海洋環境検討委員会
12・12	第7次とやまのライチョウサポート隊活動報告会
12・15	とやま海ごみボランティア部第3回学びの場
12・16	第2回富山県環境審議会生物多様性小委員会
12・22	一斉省エネデー（冬季）
12・26	第3回富山県環境審議会カーボンニュートラル戦略策定小委員会
12・27	第3回ワンチームとやま「ゼロカーボンシティ富山の実現」ワーキンググループ（オンライン）
1・10	第2回富山県環境審議会大気騒音振動専門部会
1・15	ガンカモ類生息調査
1・21	日本海学シンポジウム
2・6	ポータルサイト「とやまカーボンニュートラルポータル」開設
2・14	第1回富山県環境審議会水環境専門部会
2・15	第2回富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会 とやまの名水ネットワーク協議会 第7回食品ロス削減のための商慣習検討専門部会（書面開催）
2・21	第4回富山県環境審議会カーボンニュートラル戦略策定小委員会 災害廃棄物処理の初動対応に係る図上訓練
2・25	とやまカーボンニュートラルシンポジウム
2・28	第3回富山県環境審議会生物多様性小委員会
3・1	とやまノーマイカーウィーク（～3月17日）
3・9	とやまカーボンニュートラル地域リーダー育成講座（3月15日にも開催）
3・13	富山湾水質改善対策推進協議会（書面開催）
3・15	富山県海岸漂着物対策推進協議会
3・16	富山県リサイクル認定検討会
3・17	第21回とやまエコ・ストア連絡協議会
3・23	第13回食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議（書面開催）
3・24	第4回ワンチームとやま「ゼロカーボンシティ富山の実現」ワーキンググループ（オンライン）
3・27	富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会（書面開催）
3・29	第2回富山県環境審議会（カーボンニュートラル戦略の策定、大気環境計画の改定、生物多様性保全推進プランの改定、ニホンザル管理計画の改定等）
3・31	富山県カーボンニュートラル戦略策定

第2 富山県環境関係行政組織図（5年4月1日現在）



※附属機関は環境行政関係に限ります。

第3 富山県環境関係附属機関

(5年4月1日現在)

名称	設置年月日	委員数	根拠法令	審議事項等	専門部会等
環境審議会	平成6年 8月1日	24	環境基本法 自然環境保 全法 県環境基本 条例	環境の保全に関する 基本的事項、自然環 境の保全に関する重 要事項等について調 査審議する。	・大気騒音振動専門部会 ・水環境専門部会 ・土壌専門部会 ・廃棄物専門部会 ・自然環境専門部会 ・野生生物専門部会 ・温泉専門部会
公害審査会	昭和45年 11月1日	12	公害紛争処 理法 県公害紛争 処理条例	公害紛争について、あ っせん、調停、仲裁を 行うことにより、解決 を図る。	
公害健康被害 認定審査会	昭和49年 10月1日	15	公害健康被 害の補償等 に関する法 律 県公害健康 被害認定審 査会条例	公害に係る健康被害 の認定に関し、審査す る。	・骨病理専門部会
山岳遭難防止 対策審議会	昭和41年 4月1日		県登山届出 条例	山岳遭難防止につい て、必要な事項を調査 審議する。	
環境影響評価 技術審査会	平成11年 6月28日	12	県環境影響 評価条例	環境影響評価に関す る技術的な事項につ いて調査審議する。	
産業廃棄物処 理施設審査会	平成26年 3月26日	10	県附属機関 条例	産業廃棄物処理施設 の設置等の許可に関 し、生活環境の保全に 必要な事項について 調査審議する。	

第4 富山県環境関係分掌事務

(1) 生活環境文化部
ア 本 庁

(5年4月1日現在)

課	班係	主 な 分 掌 事 務
環境政策課	企 画 係	環境保全施策の企画及び調整 環境影響評価の手続き 公害に係る紛争処理 環境基本計画の推進 環境の状況及び施策に関する年次報告書・環境白書の作成 中小企業脱炭素社会推進資金（環境施設整備枠）の貸付 （公財）とやま環境財団との連絡調整 県民公園新港の森の管理運営 環境教育・学習の推進 エコライフスタイル・環境保全活動の推進 新県庁エコプランの推進 環境マネジメントシステムの運営
	地 球 環 境 係	地球環境保全対策の推進 地球温暖化対策の推進 低公害車の普及促進 フロン対策の推進 酸性雨・黄砂の調査 国際環境協力の推進 （公財）環日本海環境協力センターとの連絡調整 富岩運河等のダイオキシン類対策調査
	廃棄物対策班	とやま廃棄物プランの推進 廃棄物減量化・再生利用の推進 一般廃棄物に係る市町村の支援 一般廃棄物処理施設の建設・管理支援 県土美化運動の推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽保守点検業者の登録・指導 海岸漂着物対策の推進 産業廃棄物の許可・届出 産業廃棄物の監視、指導 不法処理防止の推進
自然保護課	自 然 環 境 係	自然保護対策の総合調整 自然環境保全地域の指定及び保全管理 自然保護思想の普及啓発 自然環境保全基金の管理 自然環境指針の推進 県民公園（頼成の森・自然博物館「ねいの里」・野鳥の園）の管理 立山のバス排出ガス規制
	野 生 生 物 係	鳥獣保護管理、狩猟取締り、傷病鳥獣の救護 鳥獣保護区等の指定、管理 狩猟免許の交付、有害鳥獣の捕獲許可 希少野生動植物の保護

参考資料

第3 富山県環境関係附属機関／第4 富山県環境関係分掌事務

課	班係	主 な 分 掌 事 務
自然保護課	自然公園係	自然公園の指定及び保護管理 立山センターの管理運営 県定公園の管理 立山山麓家族旅行村の管理 自然公園等の公共施設の整備 植生復元事業の実施
環境保全課	指 導 係	公害防止条例による規制、指導 土壌汚染の規制、指導 地下水採取の規制、指導及び地下水指針の推進 公害に係る苦情処理 公害防止組織の整備に関する指導 騒音、振動及び悪臭の規制、指導 毒物及び劇物の業務上取扱者の指導
	大 気 保 全 係	大気汚染の監視 大気汚染防止の規制、指導 大気環境計画の推進 環境放射能の調査 環境情報システムの運用 ダイオキシン類の規制、指導
	水 質 保 全 係	水質汚濁の監視 水質汚濁防止の規制、指導 水質環境計画の推進 富山湾の水質保全対策の調査・検討 化学物質に関する指導

イ 出先機関

	課	主 な 分 掌 事 務
環 境 科 学 セ ン タ ー	大 気 課	大気汚染の監視、測定及び検査 大気汚染の調査研究、技術指導及び環境教育 大気環境の調査研究 気候変動適応センターの運営
	水 質 課	水質汚濁の監視、測定及び検査 水質汚濁の調査研究、技術指導及び環境教育 水質環境の調査研究
	生 活 環 境 課	産業廃棄物、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水障害等の監視、測定及び検査 産業廃棄物、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地下水障害等の調査研究、技術指導及び環境教育 環境放射能の測定
	総 務 課	文書物品、予算経理、出納、庁舎の管理等
立 山 セ ン タ ー		立山における自然環境の保全及び自然保護思想の普及啓発

(2) その他の関係機関

ア 本庁及び教育委員会

部局	室課	環境関係の主な分掌事務
知事政策局	成長戦略室	カーボンニュートラル、SDGsの推進
地方創生局	ワンチームとやま推進室	まちづくり支援
交通政策局	交通戦略企画課	公共交通の活性化、ノーマイカー運動の推進
生活環境文化部	県民生活課	省資源・省エネルギー、水ビジョンの推進、開発行為の指導
	国際課	NOWPAP、日本海学の推進
厚生部	健康対策室	公害等による健康被害者の救済
	生活衛生課	食品等の汚染対策、飲用名水の衛生対策
商工労働部	商工企画課	再生可能エネルギーの推進
	地域産業支援課	脱炭素社会推進資金（再生可能エネルギー利用促進枠）の貸付
	立地通商課	環境に配慮した物流の促進
農林水産部	農産食品課	食品ロス・食品廃棄物の削減、再生利用等
	農業技術課	農用地の土壌汚染防止対策、環境にやさしい農業の推進、畜産環境保全の対策
	農村整備課	汚染田の復元、農村下水道の整備、小水力発電施設の整備
	農村振興課	散居、棚田等の農村景観の保全と形成、農業水利施設の維持管理
	森林政策課	森林の保全・整備、森づくり、花と緑の地域づくりの推進、木質バイオマス
	水産漁港課	内水面、海面の環境保全対策
土木部	建設技術企画課	建設リサイクル、公共事業環境配慮の推進
	道路課	道路愛護や緑化等の推進
	河川課	河川愛護や水辺環境の保全等の推進
	砂防課	砂防事業の推進
	港湾課	港湾や海岸の環境保全、富岩運河等のダイオキシン類対策
	都市計画課	都市緑化、下水道の整備
	建築住宅課	景観づくりの推進、開発行為の指導
企業局	電気課	電気事業の推進
教育委員会	生涯学習・文化財室	文化的景観、文化財の保護
	小中学校課	学校での環境教育の推進

イ 出先機関

機 関	環境関係の主な分掌事務
厚生センター	公害一般の相談、浄化槽・し尿処理施設の指導取締り
衛生研究所	公衆衛生に必要な試験研究調査及び技術指導
イタイイタイ病資料館	イタイイタイ病に関する資料の収集、保管及び展示
産業技術研究開発センター	産業廃棄物の有効利用、環境への負荷の低減に関する研究
農林水産総合技術センター農業研究所	環境にやさしい農業技術に関する調査研究
農林水産総合技術センター畜産研究所	畜産環境保全の調査研究、環境負荷物質の低減に関する調査研究
農林水産総合技術センター森林研究所	森林域における気候変動影響に関する調査研究
農林水産総合技術センター木材研究所	木質バイオマスの有効利用に関する調査研究
農林水産総合技術センター水産研究所	漁場環境保全に関する調査研究
家畜保健衛生所	畜産環境改善の技術指導、畜産環境の苦情処理及び施設の点検
農林振興センター	鳥獣保護、狩猟取締り、野生鳥獣被害対策、自然公園等整備

第 5 市町村環境関係担当課一覧

市町村	環境(公害)担当 (TEL)	鳥獣担当課 (TEL)	自然公園担当課 (TEL)	廃棄物担当課 (TEL)
富山市	環境保全課(076-443-2086)	森林政策課(076-443-2019)	観光政策課(076-443-2072)	環境政策課(076-443-2178)
		農林事務所 農地林務課(076-468-2170)	農林事務所 農地林務課(076-468-2170)	環境センター(076-429-5017)
高岡市	環境政策課(0766-22-3212)	農地林務課(0766-20-1316)	景観みどり課(0766-20-1419)	環境政策課(0766-22-2144)
		農業水産課(0766-20-1321)		
魚津市	生活環境課(0765-23-1004)	農林水産課(0765-23-1034)	農林水産課(0765-23-1036)	生活環境課(0765-23-1004)
氷見市	環境防犯課(0766-74-8065)	農林畜産課(0766-74-8086)	観光交流課(0766-74-8106)	環境防犯課(0766-74-8065)
滑川市	生活環境課(076-475-1374)	農 林 課(076-475-1443)	企画政策課(076-475-2119)	生活環境課(076-475-1374)
黒部市	市民環境課(0765-54-2501)	農林整備課(0765-54-2604)	商工観光課(0765-54-2611)	市民環境課(0765-54-2501)
砺波市	市民生活課(0763-33-1372)	農業振興課(0763-33-1404)	農地林務課(0763-33-1431)	市民生活課(0763-33-1372)
小矢部市	生活環境課(0766-67-1760)	農 林 課(0766-67-1760)	観 光 課(0766-67-1760)	生活環境課(0766-67-1760)
南砺市	生活環境課(0763-23-2035)	林 政 課(0763-23-2017)	林 政 課(0763-23-2017)	生活環境課(0763-23-2035)
射水市	環 境 課(0766-51-6624)	農林水産課(0766-51-6677)	農林水産課(0766-51-6677)	環 境 課(0766-51-6624)
舟橋村	生活環境課(076-464-1121)	生活環境課(076-464-1121)	—	生活環境課(076-464-1121)
上市町	町 民 課(076-472-2315)	産 業 課(076-472-2501)	産 業 課(076-472-2505)	町 民 課(076-472-2315)
立山町	住 民 課(076-462-9963)	農 林 課(076-462-9974)	商工観光課(076-462-9971)	住 民 課(076-462-9963)
入善町	住民環境課(0765-72-1824)	がんばる 農 政 課(0765-72-3812)	—	住民環境課(0765-72-1824)
朝日町	住 民 ・ 子 ども 課(0765-83-1100)	農林水産課(0765-83-1100)	農林水産課(0765-83-1100)	住 民 ・ 子 ども 課(0765-83-1100)

第6 環境用語の説明（50音順）

1 愛鳥週間（バードウィーク）

毎年、5月10日からの1週間であり、野鳥の繁殖の時期に合わせて野鳥に対する愛鳥の精神を普及するため「全国野鳥保護のつどい」をはじめ各地でいろいろな行事が開催されます。

本県でも、野鳥相談や探鳥会など多彩な行事を開催しています。

2 赤潮

海中のプランクトンが異常に増え海水が赤く変色する現象で、魚類等に影響を及ぼすこともあります。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。

3 アメニティ

「快適性、快適環境」と訳され、生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かしあうようにバランスがとれ、その中で生活する人々との間に調和が保たれている状態をいいます。

4 上乘せ基準

法律等で定められる全国一律の排出基準又は排水基準に対し、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいいます。

5 エコアクション21

事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、仕組みをつくり、取組みを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

6 エコドライブ

ふんわりアクセルを踏み込むことや無駄なアイドリングをしないことなど環境に配慮した運転のことです。

7 エコフィード

環境にやさしい、節約する等を意味する「エコ（eco）」と飼料を意味する「フィード（feed）」を併せた造語で、食品残さ等を利用して製造された飼料のことです。

8 エコマネー（地域通貨）

環境保全や福祉など、通常の貨幣によって市場価値を生みにくいサービスのやりとりを活性化させるため、一定の地域に限って発行される通貨等をいいます。

9 エシカル消費

より良い社会に向けて、人や社会、環境、地域など周囲に配慮した消費行動のことです。例えば、フェアトレード商品、寄付付き商品、障害のある人の支援につながる商品、エコ商品、リサイクル製品、地産地消、被災地産品の購入などがあります。

10 オゾン層の破壊

太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、生物を守っている成層圏のオゾン層がフロン等により破壊されることをいい、地上に到達する有害な紫外線が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがあります。

11 汚濁負荷量

大気や水などの環境に影響を及ぼす物質の量であり、一定期間における排出ガス量や排水量等とその中に含まれる汚濁物質濃度の積で表されます。

12 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガスで、地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7種類としています。このうち、地球温暖化への直接的な寄与は、二酸化炭素が最も大きくなっています。

13 環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、環境への影響の回避や低減を図る仕組みです。

14 環境会計

企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組みであり、環境保全の取組みを定量的にとらえることにより費用対効果を向上させることが可能となります。

15 環境基準

環境基本法等に基づき政府が定める人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の質の基準です。

16 環境コミュニケーション

県民、事業者及び行政の間の相互理解と連携協力体制を確立するため、行政が環境に関する情報等を一方的に提供するだけでなく、県民や事業者との意見交換等を行うことをいいます。

17 環境ビジネス

従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者等に加えて、緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、環境への負荷の少ないエコロジーグッズの販売など、環境保全に関連した事業であり、今後の成長が期待されています。

18 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい、工場からの排ガスや排水だけでなく、家庭からの生活排水やごみの排出、自動車の排ガス等も含まれます。

19 環境報告書

企業等が環境保全への取組みの状況を社会に公表するため、環境保全に関する方針、環境負荷の低減に向けた取組み、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、環境会計、その他）等について取りまとめた報告書です。

20 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制・仕組みのことです。

21 環境リスク

人の活動によって環境に加えられた負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれのことであり、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性の示す概念のことです。

22 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるものです。

23 カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量やCCUSなどによる除去量を差し引いた合計がゼロの状態のことです。

24 カーボンフットプリント

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をCO₂量に換算し表示する仕組みです。

25 揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

塗料やシンナー等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称です。

26 休猟区

狩猟鳥獣の増殖を図るため、3年を限度として狩猟行為が禁止される区域です。

27 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書で、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標や、その達成に向けた排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みを定めたものです。日本は、その第一約束期間（2008～2012年度）において、温室効果ガス排出量を基準年度（原則1990年度）比で6%削減する義務を負い、その目標を達成しました。

28 クールビズ

夏の暑い日でも、軽装などによって適正な室温で快適に過ごすライフスタイルのこと

です。

29 グリーンイノベーション

環境・エネルギー分野において、技術革新に加え、これまでとは全く異なる新たな考え方、仕組みを取り入れることで、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことです。

30 グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを率先して購入することです。

31 グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

32 クローズドシステム

排水、廃棄物等を工場外に出さずに、工場内で循環し、回収する仕組みです。

33 公園街道

県民公園を結ぶ幹線歩道で、起点は太閤山ランド、終点は頼成の森の延長19.3kmです。県民公園地域内の雑木林の中をいく、昔からの山道、歴史を秘めた峠道、素朴な田園の中の道をできるだけ活かして、レクリエーションや自然観察のために提供することを目的としています。

34 光化学オキシダント

窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線で変化して生成する物質で、目やのどの痛みなどを引き起こすおそれがあります。

35 黄砂

中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠やゴビ砂漠、黄土高原など、乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度にまで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象のことです。

36 高山ハイデ

気象条件などの激しい高山にみられるツツジ科などの小低木群落で、県内では県東部の高山帯の一部にみられます。

37 サーマルリサイクル

廃棄物等を燃料として活用し、熱エネルギーを回収することです。

38 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使える環境に優しいエネルギーのことです。

39 サルベージ・パーティ

余っている食材を持ち寄り、おいしい料理に変身させるイベントのことです。

40 酸性雨

主として化石燃料の燃焼で生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物等により、酸性の度合いが強くなった（pHが低くなった）雨、霧、雪等のことをいいます。なお、雨水は大気中の二酸化炭素を吸収し、大気が酸性物質に汚染されていなくても弱い酸性を示すため、一般的にはpHが5.6以下の場合を酸性雨といいます。

41 自然博物館「ねいの里」

県民に、自然に関する学習の場を提供することを目的として富山市婦中町に設置された県民公園の一つで、外周約2kmの散策路やビオトープゾーンのほか展示館等の施設があります。

42 自然保護憲章

自然保護の国民的指標として、昭和49年6月5日に自然保護憲章制定国民会議が制定した憲章であり、その大要は次のとおりです。

- 1 自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
- 2 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。
- 3 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

43 循環資源

廃棄物等の有用性に着目し、繰り返し再使用、再生利用及び熱回収が可能な資源として捉えなおした概念です。

44 スマートコミュニティ

住宅やビル、交通システムをICT（情報通信技術）ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。

45 植生自然度

植生への人為的な影響を表す指標であり、高山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10又は9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示します。

46 食品ロス

食べられるのに捨てられている食品のことで、食品関連事業者からは規格外品や売れ残りなど、家庭からは食べ残しや手付かずのまま捨てられた食品などがあります。

47 生物多様性

地球上には数えきれないほどの生物種が、場所に応じた相互の関係を築きながら、地域の環境を支えており、自然がつくりだしたこの多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生態系の多様性（環境に応じて多様な生態系が存在すること）、種の多様性（生態系を支える様々な種が存在すること）、種内（遺伝的）の多様性（同じ種の中にも、集団や個体によって様々な違いがあること）の考え方からなる概念のことです。

48 ゼロエミッション

国連大学が提唱した概念で、生産・流通工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなど、全体として「廃棄物ゼロ」を目指すことをいいます。

49 潜在自然植生

人為的な影響を一切停止したときに生じると考えられる自然植生です。

50 戦略的環境アセスメント

個別の事業計画に枠組みを与えることになる政策や上位計画の段階において、環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための仕組みです。

51 総量規制

一定の地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等からの汚染物質の排出量をもって規制する方法をいいます。一般的には、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染物質の濃度による規制が行われていますが、濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合には、総量規制が導入されています。

52 代償植生

本来の植生が、森林の伐採や農地の開墾、道路や住宅の整備など、自然に対する人為的な影響により置き換えられた植生をいいます。

53 地球温暖化

地表から放射された熱を吸収し、再び地表に放射して温度を上昇させる効果をもつ二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが、近年の人間活動の拡大に伴って大量に排出されることによる地球規模での気候の変動です。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、今世紀末までに平均気温が最大4.8℃上昇すると予測されており、海面水位の上昇、異常気象の頻発化、生態系や食糧生産への悪影響などが懸念されています。

54 地球温暖化対策のための税

石油・天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し、環境負荷（二酸化炭素排出量）に応じて広く薄く公平に負担を求めるものです。

55 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、捕獲行為が禁止されています。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区では野生動物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要です。

56 適正揚水量

富山県地下水指針で17の地下水区を対象に塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量として、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮して設定しています。

57 デシベル（dB）

騒音の大きさを表す単位で、「ささやき声、木の葉のふれあう音」は20デシベル程度、「静かな事務所」は50デシベル程度、「電車の中」は80デシベル程度、「ジェット機の音」は120デシベル程度です。

58 電気自動車充電設備

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に充電できる設備で、一般家庭でも設置できる「普通充電設備」と短時間で充電できる「急速充電設備」に大別されます。

59 とやまエコ・ストア制度

エコライフの取組みを推進するため、事業者がレジ袋の無料配布廃止、資源物の店頭回収、適切な店舗温度設定等の環境配慮行動に積極的に取り組み、県民は事業者の取組みに協力する制度のことです。

60 富山物質循環フレームワーク

2016年5月15日～16日に開催されたG7富山環境大臣会合において採択されたコミュニケ（声明書）の附属書で、国際的に連携して資源効率性や3Rに取り組むことを示した世界の先進事例ともいえるべき国際的な枠組みです。G7各国による野心的な行動の具体例として、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物（E-Waste）の管理などが示されています。

61 ナチュラリスト

本来は博物学者という意味ですが、富山県では自然環境等について一定の知識を持つ人をナチュラリストとして認定しており、4月下旬～11月上旬の間、県内4地区5か所の自然公園等で利用者に自然解説を行っています。

62 燃料電池自動車（FCV）

車に搭載した燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電し、電気でモーターを回して走る自動車のことです。燃料電池自動車（Fuel Cell Vehicle）には水素ステーションで燃料となる水素を補給します。

63 ばい煙

硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称です。ばいじんとは、ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいいます。

64 バイオマス

再生可能な生物由来の有機質資源で、化石燃料を除いたものをいいます。

65 パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された協定で、「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、2016年11月4日に発効しました。パリ協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことなどを目標とし、すべての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられています。

66 ビオトープ

本来は生物が生息する空間という意味で、野生生物の生息・生育空間を表します。

67 ビジターセンター（博物展示施設）

国立公園等の利用者に対し、その公園の自然や文化等についてパネル、ジオラマや映像装置などによってわかりやすく展示解説するとともに、利用指導や案内を行い、自然保護思想の高揚を図るための施設です。

68 微小粒子状物質（PM2.5：Particulate Matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ m以下の粒子をいいます。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されています。

69 富栄養化

生活排水の流入等により海洋や湖沼で栄養塩類（窒素、りん等）が増加することをいい、プランクトンの増殖を引き起こし、赤潮等の原因となることがあります。

70 フードバンク

包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由から、まだ食べられるのに販売が困難となった食品を食品関連事業者から寄贈してもらい、必要とする施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のことです。

71 フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている福祉団体やこども食堂などに寄付する活動のことです。

72 北東アジア地域自治体連合（NEAR）

北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同发展を目指して、平成8年に設立された自治体による国際組織（会員：6か国81自治体（令和5年10月現在））のことです。

富山県は、当初（11年）から継続して環境分科委員会のコーディネート自治体を務め、会議の開催をはじめ、海辺の漂着物調査や青少年の環境教育プログラムなどの共同プロジェクト、進捗管理等を行っています。

73 マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のことです。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

74 名水

「きれいな水で、古くから生活用水などに使用され、大切にされてきたもの」、「湧水等である程度の水量がある良質なものでその保全活動があるもの」、「いわゆる名水として故事来歴のあるもの」、「その他、特に自然性が豊かであり、優良な水環境として後世に残したいもの」を指します。環境省の「名水百選」及び「平成の名水百選」には本県から合わせて8か所が選定されており、県でも「とやまの名水」として66か所を選定しています。

75 野鳥の園

野鳥の保護を図るとともに、県民に自然探勝の場を提供することを目的として設置された県民公園の一つで、富山市三ノ熊地内の古洞池地区のほか富山市婦中町高塚地内の国設1級鳥類観測ステーション地区があります。

76 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものをいい、ベンゼンやダイオキシン類等の248物質が該当し、うち23物質が優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）に選定されています。

77 有機塩素化合物

塩素を含んでいる有機化合物の総称で、代表的なものとしては、金属部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニングの溶剤として広く使われてきたトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが挙げられます。

78 要監視項目

人の健康の保護等に関連する水質汚濁物質のうち、現時点では環境基準が設定されていないものの継続して水質測定を行うことが必要なものであり、公共用水域では人の健康の保護に係るものとしてニッケル等27物質、水生生物の生息に係るものとしてクロロホルム等6物質が該当します。

79 ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄にいたるまでの製品の一生涯（ライフサイクル）で環境に与える影響を分析し、総合評価する手法のことです。

80 ライダーモニタリングシステム

レーザー光線を上空に発射し、上空に浮遊する粒子状物質に反射して返ってくる光を測定・解析することにより、黄砂等粒子状物質の鉛直分布等をリアルタイムで観測できる装置のことです。

81 ラムサール条約

特に水鳥の生育地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、1971年にイランのラムサールで採択された条約のことです。

82 リスクコミュニケーション

行政、事業者、国民、NPO等の関係あるすべての者が、化学物質等による環境リスクの程度、考え方、対策等について、情報を共有しつつ、意見の交換を図り、相互の信頼を築き理解しあおうとするため、対話を進めていくことです。

83 リモートセンシング

人工衛星や航空機等に搭載されたセンサーによって、電波や光等の電磁波の状況を測定し、地表や海面等の状態を広範囲にわたって直接触れることなく調査する方法です。

84 レッドデータブック

絶滅のおそれがある野生生物のリスト（レッドリスト）に掲載された種について、生息状況等を取りまとめた報告書です。

85 労働衛生許容濃度

職場において、労働者の健康障害を予防する観点から設定されている有害物質等の基

準値です。

- 86 BDF（バイオディーゼル燃料：Bio Diesel Fuel）
廃食用油などの植物性油脂を原料とする化石燃料（軽油）の代替燃料をいいます。
- 87 BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）
水中の汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、河川の有機汚濁を示す代表的な指標です。
- 88 COD（化学的酸素要求量：Chemical Oxygen Demand）
水中の汚濁物質を化学的に分解するときに必要な酸素の量で、海域及び湖沼の汚濁を示す代表的な指標です。なお、CODはBODとともに水道や水産、環境保全などの利用目的に応じて生活環境の保全に関する環境基準が定められており、その数値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。
- 89 COOL CHOICE（クールチョイス）
日本の温室効果ガス削減目標の達成に向け、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など地球温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組みで、2030年度まで継続する国民運動です。
- 90 CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）
火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品の製造に有効利用する、または地下の安定した地層の中に貯留する技術で、気候変動の緩和や炭素の循環利用を実現するイノベーションとして期待されています。
- 91 CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）
企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方です。
- 92 DO（溶存酸素量：Dissolved Oxygen）
水に溶けている酸素の濃度であり、河川等が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費することから値が小さくなります。溶存酸素が不足すると魚介類に悪影響が生じます。
- 93 ESCO事業
建物の照明や空調などの設備を省エネ設備に改修し、事業期間中に削減した光熱水費で工事費や維持管理費等の経費をまかなう事業のことです。
- 94 L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）
個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルに昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均を取ってレベル表現したものです。航空機騒音に係る環境基準については、平成25年4月1日より評価指標がWECPNLから L_{den} に変更されています。

95 NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画：North West Pacific Action Plan）

複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するため、国連環境計画（UNEP）が進める地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海を対象とするものであり、1994年9月の第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択されました。各国では地域活動センター（RAC）が指定され、NOWPAPの個別の事業を推進しています。日本では（公財）環日本海環境協力センターが特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）として指定されています。

96 PCB

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyl）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質のことです。化学的に安定な性質を有し、かつては様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

97 PFI（Private Finance Initiative）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う手法です。

98 pH

水素イオン濃度指数のことで、7は中性、これより小さいものは酸性、大きいものはアルカリ性です。

99 ppm（parts per million）

微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われる単位で、100万分の1を意味します。同様の単位としては%（100分の1）、ppb（10億分の1）等があります。

100 PPP（汚染者負担の原則：Polluter Pays Principle）

汚染者が環境汚染の防止や改善に必要なコスト（費用）を負担すべきであるとする考え方です。

101 PRTR制度

PRTRとはPollutant Release and Transfer Registerの略称で、環境汚染物質排出・移動登録という意味です。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し、公表する仕組みです。

102 SDS（安全データシート：Safety Data Sheet）

化学物質の性状及び取扱いに関する情報を記載した帳票で、事業者間で化学物質の譲渡又は提供する際には、化学物質排出把握管理促進法に基づき、SDSを提供することが義務付けられています。

103 SS（浮遊物質質量：Suspended Solid）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の濃度で、水の濁りの度合等を表します。

104 UNEP (国連環境計画 : United Nations Environment Programme)

1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すため、同年の国連総会決議に基づき設立された機関で、国連機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としています。

105 UPZ(緊急時防護措置を準備する区域 : Urgent Protective Action Planning Zone)

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいいます。原子力災害対策指針においては、実用原子力発電所の場合、この区域の範囲の目安は「原子力施設から概ね30km」とされています。

本県においては、国際原子力機関(IAEA)や主要国の国際基準、石川県の基準及び原子力規制委員会が実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果などを勘案して「原発から概ね30km」を目安としています。

106 2016とやま宣言

G7 富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア地域における環境保全に向けた連携強化を図るため、平成28年5月に日中韓口の地方自治体等の専門家が参加して開催された「2016北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択されたものです。

107 3R

「リデュース(Reduce):廃棄物等の発生抑制」、「リユース(Reuse):再使用」、「リサイクル(Recycle):再生利用」の3つの頭文字をとったものをいいます。

108 3015(さんまるいちご)運動

立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス・食品廃棄物削減運動のことです。

- ・食べきり3015:宴会時において、開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、食べきる。
- ・使いきり3015:毎月30日と15日に家庭の冷蔵庫等をチェックし、食材を使いきる。

令和5年版 環境白書

編集・発行 富山県生活環境文化部環境政策課
〒930-0005 富山市新桜町5番3号 第2 富山電気ビルディング
TEL 076-444-3141 FAX 076-444-3480

富山県ホームページ

<https://www.pref.toyama.jp/>

環境白書についてご意見・ご感想をお寄せください。



東山円筒分水槽

○リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみ使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。